

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

<b>予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 ( 3 ) ( 13.1定 )</b>			
日 時	平成13年 3月 9日(金)	開 議	午後 1時00分
		閉 会	午後 4時55分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	小林委員長、北野副委員長、横田・前田・中村・松本(聖)・新谷・見楚谷・次木・佐々木(勝)・斉藤(陽)・秋山 各委員		
説 明 員	教育長、総務・企画・財政・学校教育・社会教育各部長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長  署名員  署名員  <div style="text-align: right;">                     書 記                      記録担当                 </div>			

## 委員長

ただいまから、委員会を開きます。

本日の会議録署名員に、松本聖委員、佐々木勝利委員をご指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。

松本光世委員が前田委員に、古沢委員が新谷委員に、高橋委員が斉藤陽一良委員に、佐野委員が秋山委員に、武井委員が佐々木勝利委員に、斉藤裕敬委員が松本聖委員にそれぞれ交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、総務常任委員会所管事項に関する質疑に入ります。

なお、本日は、民主党・市民連合、公明党、市民クラブ、自民党、共産党の順といたします。

---

## 佐々木(勝)委員

### 日の丸・君が代強制にかかわる問題について

先日的一般質問で再質問を留保しておいた点から入りたいと思います。

私の質問の中で、日の丸・君が代強制にかかわる問題で質問をいたします。

質問の趣旨は、受け取り方によると思うのですが、日の丸・君が代強制について、これまで市教委のってきたこれまでの具体的な指導というか、このところを聞いたのです。教育長は、通り一遍の今まで市教委が進めてきた指導にかかわっての答弁があったのですが、私はもっと突っ込んで、具体的な指導ということについて言えば、校長に対して具体的にどういう指導をしたのか、それをまずお尋ねします。

### (学教)指導室長

今の国旗国歌についての質問にお答えします。

これにつきましては、定例の校長会議等を通しまして、学習指導要領に基づいて適切に実施するようということと繰り返し指導してまいっておりますし、その中で特に社会科や音楽科にかかわる指導を日常的に行う中で、さらに、国の指導についても学習指導要領に基づいて実施するようということとお話し申し上げております。

## 佐々木(勝)委員

よく周辺で言われるように、教育長が答弁しているのですが、掲揚、斉唱の実施率を上げるように適切に指導と、こういう言葉が聞こえてくるのです。この場の中でも、検討の中で、実施率を上げるということと、実施率が今まで以上に上がるというふうに期待しているのか、その辺のところなのです。だから、通り一遍の今の指導の中での部分でおさまっていればいいのだけれども、教育長が答弁するように、実施率を上げるということに期待をかけてその指導をしているのかどうかということなのです。

### 学校教育部長

私どもは、校長会に対しましては、学習指導要領に基づきまして国歌問題を適切に取り扱うようご指導している立場でございます。そういったことから考えますと、当然、中に対しての声ということです。

## 佐々木(勝)委員

その範囲を超えないということで受けとめます。

それで、よくある例なのだけれども、そうすると、当該学校を含めて、個別指導という場面というか、そういう実態というのはあったのですか、ないのですか。

### 学校教育部長

個別指導というのは、各学校ごとという意味でおっしゃっているのであれば、私どもはそれはしてございません。あくまでも定例の校長会、あるいは臨時の校長会、あるいは役員会を通じて行っている、こういうことでございます。

**佐々木(勝)委員**

もう一つ聞きます。そうすると、これまでの適切な指導という適切な指導の中身なのですけれども、これについて明らかにしてください。

**(学教)指導室長**

適切な指導の内容ということでありませけれども、これは、学習指導要領に卒業式、入学式等においては国旗を掲揚し国歌を斉唱するものとするというふうに掲げております。その内容を教職員に理解していただき、実施していただくということが適切な内容ではないかと思っております。

**学校教育部長**

私どもの職務として、いわゆる教育委員会の権限といたしまして、学校現場に対して指導監督権、こういうものを持ってございますので、その範囲の中で行っているということであります。

**佐々木(勝)委員**

そういうふうに整理していきますと、掲揚の仕方、斉唱の仕方、そういうようなことについての指導はないというふうに受け取っていいのですね。

**(学教)指導室長**

斉唱の仕方、掲揚の仕方については、先ほども申し上げておりますけれども、それぞれの式の意義等を踏まえる中で各学校で適切に判断いただけるものと考えています。

**佐々木(勝)委員**

それを確認しておきます。

私の方の言わんとしていた部分は、15日に小樽市内の中学校の卒業式が始まります。そのことをめぐって、学校現場ではいろいろと教育論議もしております。そういう中で、いろいろと校長と教職員との間で望ましい卒業式のあり方等も含めて話し合っているというふうに思います。

そこで、もう1回聞きます。

今、その途中の中で、15日までの間で、さらに校長会を開いて指導するというような場面を予想していますか。

**学校教育部長**

この問題につきましては、北教組小樽支部と話し合いをするということになってございますけれども、その結果等につきましては、校長会にお話をしたいなというふうに思っております。

**佐々木(勝)委員**

わかりました。

それと、今度は基本的な部分で聞きます。

この日の丸・君が代問題をめぐる前提に、にわかには四六協定書の問題が議会の中で取り上げられました。私は、このねらいというのははっきりしているというふうに思うのです。ただ、この間から教育長の答弁を聞いてみると、いわゆる市教委はあずかり知らぬということで話が出てくるのだけれども、これまで協定絡みで市教委があずかり知らぬということに対応していなかったのですか。

**学校教育部長**

ご質問の趣旨がよくわからないのですけれども、この協定書のうち、市教委が絡むものとしたしまして、第11項と覚書の2というのがございます。このことでいきますと、この四六協定の中で、市教委は、当事者の意向とされているのですけれども、勤務条件にかかわるものはあくまでも道教委の所管のものでございます。私どもは、この協定書については、締結の当事者になってございませんで、そういった趣旨のことをお話し申し上げております。

**佐々木(勝)委員**

あずかり知らぬということだけでなく、これ全体にかかわって責任を持つ場面というのは道教委と北教組。覚書の

ところにもありますように、各級段階できちっと伝え、確認し合うということが覚書なのです。だから、一切あずかり知らぬというのではなくて、そういう面ではかかわる部分はあるわけです。

だから、そういう点で考えれば、四六協定が今この問題の中にあるわけだけれども、そういう延長線上で日の丸・君が代の強制問題に発展しているというふうに思うので、委員会としての協定書にかかわる部分については、これからもかわりを持った部分で対応させてもらいたいというふうに思います。質問はそういう意味ですよ。

道議会の中であった時点の部分が市議会の方においてくるわけですから、そういう面を考えれば、一切あずかり知らぬと、こういうことではないということだけは確かめておきます。

#### **教育長**

今回、道議会で道の教育長が表明いたしておりますが、3月20日までに協定を損ねるおそれのある5項目について撤回を求める、そういうようなことがございます。その中に覚書の2があって、該当すると思いますので、その経緯についてこれから注目してまいりたい、そう考えております。

#### **佐々木(勝)委員**

あずかり知らぬではなくて、その経緯を見守っていかなければならないということで受けとめておきます。

#### **教育予算について**

それから、教育予算の方に行きます。

大枠で聞いておきたいのですけれども、小樽市の教育予算のとらえ方なのですが、一般に、全体の市の予算に占める教育予算の割合、こういうとらえ方をするのです。それをさらに詰めていけば、小樽の現状から言えば、どんな現状になっているかということで具体的に聞きます。

人口に対しての1人当たりの比率といいますか、これについて、今年度の2001年度の予算と昨年度を比べてどういう比較になるのか。

#### **(学教)総務課長**

現在、12年度ということで押さえておまして、やはり、依然として1万6,376円となっております。

#### **佐々木(勝)委員**

さらに、この数字は、比べるような部分というのはいろいろあるのだろうと思うけれども、全道比較してみるとどうなっていますか。

#### **(学教)総務課長**

これは、とり方はいろいろございまして、人口1人当たり、それから児童1人当たり、生徒1人当たりということがありますが、昨年11年度ベースで考えますと、児童1人当たりでいきますと8万8,731円ということで、これにつきましては、全道的に見ますと市の中では大体3番目ぐらいかなと。それから、中学校の生徒1人当たりでいきますと、10万76円ということで、こちらも大体3番目ぐらい。あと、人口1人当たりという中で考えていきますと、金額的には、人口の関係がありまして、子供の数が少ないという中で下がっていくということで1,900円です。順位は全道的な部分はちょっと押さえておりません。

#### **佐々木(勝)委員**

さっき3番目と言ったけれども、人口1人当たりの教育費の実態というのは、使われないということですか、全道の関係で。そういう意味だろうか。

#### **(学教)総務課長**

これは、他都市の数字ののせ方に若干ばらつきがあるので、詳しいことはわからないのですが、今のところ、調べた中で12番目ぐらいかな、このように考えております。

#### **佐々木(勝)委員**

数字をやる場合に、突合してやればよかったのですけれども、これはやはり、小樽市の教育予算を人口1人当た

りに直すと、私のつかんでいるあれでは、下位の方から3番ぐらいというふうに押さえているのです。これはよく言われることなのですから、大体これは、学校建築費を除いた部分と増やした部分、こういうことで話が出てくるのだけれども、委員会の方では、学校建築費も入れている状態なのか、除いた数字で押さえているのか、これは。

**(学教) 総務課長**

今申し上げた数字につきましては、建設費を除いております、純然たる生徒に係わる実際にかかる費用ということで考えております。

**佐々木(勝)委員**

それで、細かい数字の部分というのはちょっと難しいかなと思うのですけれども、父母負担の関係で、実態としてはどうなっているのかということなのです。委員会の方で押さえている学校で徴収する金額と、学校として徴収する金額、違いがいろいろあると思います。父母負担の押さえで言うと、市教委はどんな内容のものを父母負担というふうに押さえておりますか。

**(学教) 学務課長**

もちろんこれが全部ということではないと思うのですが、学務課として所管しているといいますが、そういった部分では、例えば、スキー学習、あるいは修学旅行、宿泊研修、そういった部分があるかと思えます。ただ、学年ごとでいろいろな教材費的なものも徴収しているというようなことはもちろん聞いております。

**佐々木(勝)委員**

そうすると、改めて、学校に、PTA会費も含めてそういうものが出るのだらうと思うのだけれども、これだけ父母が負担をしているという実態調査なりというものはしたことがありますか。

**学校教育部長**

父母負担というその部分だけに限定して調査したことはございませんけれども、例えば、バス通学者の関係について、これは私どもが助成しているのですが、その関係について全道の一部の都市と比較したものはございます。

そういった特定の事業で申し上げますと、例えば、バスの通学助成については、各都市と比較してもそんなに低水準にはないというふうに理解しております。

**佐々木(勝)委員**

これを機会に、現場と、それから、いわゆる委員会の押さえとの中で、これからは明らかにしていきたいというふうに思いますけれども、今、私どもの方の手元で大体つかんでいる内容からすれば、おそらく委員会の方も調査の協力をしたと思うのです。これで見ますと、小樽の場合は、大体1人当たり、小学校1年生で4万7,444円、2年生で4万2,636円、3年生で4万5,875円、4年生で4万7,964円、5年生で4万9,548円、6年生で6万9,295円、それで、中学1年生で6万4,520円、中学校2年生で7万5,556円、3年生で11万9,690円、これは実態としては1年前ですから1999年度になります。今2000年度のやつは集約していくというふうに思いますけれども、これだけの金額で、大体、父母負担というか、こういうふうに押さえているのです。

小樽の場合には、父母負担軽減の場合に、さっきのバス通学とか、こういう形が出るのだけれども、全道的に見てもこの辺の数字の大きな違いはないのですが、平均並みという形ではこの辺はいいのです。平均並みのだけれども、父母負担軽減のためにいろいろと委員会も努力をしているということについては評価したい部分があると思います。

そこで、父母負担軽減についてのいろいろな要求や要望が上がってきていると思うのです。主な要求、要望はどんなものですか。

**(学教) 学務課長**

まず、市P連ですとか校長会ですとか、その他教育団体からさまざまな予算要望書が寄せられておりますが、その中に盛られているものの中では、今、佐々木委員の方からもございましたけれども、バス通学助成、それから校外活動費、それからスキー学習等がございます。また、修学旅行そのものの助成といったような項目も近年は見ております。

**佐々木(勝)委員**

学校の授業の展開で使うようなもので、いわゆる調査費的なもの、こういうようなものがあると思うのです。だから、その辺のところは学校の中でいろいろやりくりしながら、保護者に協力を求めたり、こうしていく部分なのです。今、必要な部分についても、いわゆる見学旅行とか、そういうような部分についての補助とか、そういう形が大きいのだと思うのです。ですから、これからもその部分については下回らないように、父母負担軽減のために努力していただきたいというふうに思うのです。

そこで、関連するのですけれども、こういうものがあります。義務教育の義務教材費と言った方がいいでしょうか、ここの実態なのですが、内容が変わって義務教育費国庫負担法が変わりましたね。変わった中で、教材費が国庫負担から適用除外となって、その結果、これまでの水準を維持していないというか、そういう予算確保というか、そういうことで考えれば、小樽の場合の義務教育教材費の実態といたしますか、去年、それから今年にかけてどういう数字になっておりますか。

**学校教育部長**

義務教育教材は、今、所管の課長も、中身がちょっとわからないのでお答えができないのですが、具体的に何を指しているのでしょうか。

**佐々木(勝)委員**

予算が来るときに、需用額が来ますね。

**学校教育部長**

教科書代のこと。

**佐々木(勝)委員**

教科書だけではなくて。

**学校教育部長**

教科書以外ですか。

**佐々木(勝)委員**

そうです。

**(学教)学務課長**

教科書は私どもで所管しておりますけれども、これは、市の歳入という形ではなくて、教科書費用そのものが国庫負担で処理されるわけですから、小樽の場合は、それぞれの学校から報告していただいて、必要な部分の数字を道教委を通じて文部省の方に出すという形になります。

ただ、その他の教材というふうになった場合、具体的にどういうものを指しているのか、申しわけないのですけれども、教科書以外では私の所管している部分ではないものですから。

**佐々木(勝)委員**

わかりました。

ちょっとやる前に、数字の突合、それから調査の内容、これはこれからの分にしておきます。

簡単に言うと、財政需用額が交付税で来ますね。これがきちっともらえていて、地方交付税の中に入ってくるわけですから、これがきちっと義務教育費の中に行っていますかということです。

**学校教育部長**

確かに、交付税でそういった教材関係、これはいろいろな教材があると思うのですけれども、それは交付税の需用額に算入される、当然、交付税で入るという格好です。

私どもも、そういったことを念頭に置きながら予算の確保に努めてございますので、具体的に比較したことはございませんけれども、必要な予算は確保されている、そのような認識を持っております。

**佐々木(勝)委員**

それで、適用除外になったことによって不都合を来して維持できない、そういうレベルにあるのか、それとも、十分、十分というわけにはいかないけれども、そういうふうにならないように努力しているのか、こういうことを聞きたかったのです。細かい数字の部分はまたやります。意識的に、地方交付税で入ってくる需用額をきちっと、当初予算の問題とかもありますから、その辺のところを、違う用途に使っていくようなことはないと思うのだけれども、需用額を満たして水準を下回らないということに気配りをさせていただきたいというふうに思います。

**からまつ公園の整備について**

次は、からまつ公園の整備の問題です。

望洋台関係のラグビー、それからサッカー場の新しい取組については事業費に盛られておりますが、からまつ公園の整備にかかわって、現状はどうなっているのか、それをちょっとお尋ねします。

**(社教)社会体育課長**

からまつ公園運動場の新年度の予算の関係でございますけれども、予算説明書にも載っておりますが、新年度は961万3,000円を計上させていただいております。

この主な中身といたしましては、あくまでもグラウンドの維持管理ということを主眼にしてやっております。

**佐々木(勝)委員**

そこで、からまつ公園の現状を打破するために望洋台の方にラグビー場とサッカー場をつくるということと、からまつ公園は、現状はサッカーとラグビーで使われていますね。それで、この後も使っていく状態にはなるのだろうと思うのです。それで、からまつ公園のグラウンド整備の中で一番ネックになっている部分というのは、排水が悪いということが致命的ではないかなというふうに思うのです。テニスコートの場合も、やはりそういうところがあって、一応は全天候といいますが、こういう形にしたわけです。そうすると、からまつ公園はそういう課題を抱えていて、今後どういう整備を進めていこうというふうに思っているのですか。

**(社教)社会体育課長**

からまつ公園の今後の整備でございますけれども、当面の手だてといたしまして、まずラグビー場につきましては、今後とも工夫を施す中で生かせるだろうと。それは、関係競技団体ともそういうお話し合いで来ております。

真ん中にありますサッカー場なのですが、今、委員のお話にもありましたように、これまでも、芝の管理の関係、それから改修関係を随分やってきているのですが、やはり、暗渠の問題、そもそもの土質上の問題等がございます。今後でもいいグラウンド状態を保持していくことは非常に困難だろう、こんな考えでございます。

ただ、今後、望洋サッカー・ラグビー場にこれから着手するわけでございますけれども、その当面の手だてといたしまして、どこも競技場がなくなるということも非常に困るわけでございますから、やはり、からまつの方も何とか工夫しながら、当面は延命策を図っていきたい、こういうふうに考えてございます。

また、特にサッカー場は、競技人口がまだ非常に伸びております。そういった中で日常的なことを考えますと、今シーズン、雪解け後でございますけれども、色内ふ頭公園、こちらも有効活用する中で競技を行っていただく、サッカー協会の方のお話もこういうふうに進んでございます。

**佐々木(勝)委員**

色内ふ頭公園は、前にもこの公園構想の中で話が出て、多目的ないろいろな使われ方がするだろうということで、そちらの方にもシフトするというお答えが今ありましたから、これは期待に値するものだなというふうに思います。

だから、からまつ公園の部分で言えば、そういうように、行く行くはラグビー場にかわるということではないの  
でしょう。それはどうなのですか。

**(社教)社会体育課長**

現段階では、そこまで考えが至ってございません。

**佐々木(勝)委員**

ぜひ、色内ふ頭公園がサッカー場にたえるような場所になるように期待しております。

**教育振興関係予算について**

それから、教育振興絡みのところで確かめておきます。

就学援助費の関係です。

これは、ここ数年の動向というか、推移というか、これはどうなっておりますか。

**(学教)学務課長**

就学援助費の決算額ということによろしいですか。対象人員ということですか。決算額ということによろしいで  
すか。

**佐々木(勝)委員**

決算額で。

**(学教)学務課長**

就学援助は、大きくくりまして、要保護、準要保護の仕分けということなのですが、医療補助の関係と  
特殊教育、障害の関係はまた性格が違いますので、それを除いた決算額で見ますと、平成11年度の小・中合わせた  
決算額が1億 5,988万円ということです。それから、平成10年度の決算額では1億 4,200万円、9年度の決算額も  
1億 4,974万円ほどの金額になっております。流れとしては増加傾向にあるというふうに認識しております。

**佐々木(勝)委員**

増加傾向にあるというものの中身なのだけれども、子供の数は減っている、しかし、就学援助は増加の傾向にあ  
る、その相関関係というか、これはどういうふうに押さえているのですか。

**(学教)学務課長**

就学援助の基準というのは、ご承知のとおり、年間の収入額を基準にして認定、非認定を決めております。児童  
・生徒数が減っておりますけれども、認定数がふえているということですから、簡単に申し上げますと、収入の水  
準が下がってきているというふうに認識しております。

**佐々木(勝)委員**

それで、今年の場合の盛りつけなのだけれども、当然、推移していくわけですから、当初予算プラス補正予算と  
いう形になっていく見通しなのか、その辺のところはどうですか。

**(学教)学務課長**

本年度の予算の関係で言いますと、まず、12年度の要保護、準要保護の当初予算は、小学校費で8,400万円、中  
学校費で7,500万円ほど見ておりました。ただ、足りなくなりましたので、4定だったと思いますけれども、補正  
をいただきまして、現状の予算現額では小学校費9,400万円、中学校費8,100万円です。13年度当初予算の中では、  
こういった増加傾向も含めまして、小学校費9,900万円、中学校費8,560万円ほどの予算を立てさせていただいて  
おります。

**佐々木(勝)委員**

細かいところなのですが、今回、予算というよりも、21世紀プランの中でも盛られていますけれども、食  
事環境の整備の内容。ただ、こここのところで、数字の部分はある程度出ているのですけれども、この事業費は、連  
続して数字が全部行くのか、3年間で行くのか、これも含めてお願いします。

それから、子どもセンターの開設にかかわって、この内容と、これには事業費がついていないのですけれども、今後どういう展開になっていくのか、その辺のところ。

それからもう一つは、放課後児童クラブの運営にかかわって、去年、窓口の一本化というか、一元化、こういうふうになったのですけれども、その内容、機能、こういう点で整理がついているのか、まだ残る課題は何なのか、この辺を教えてください。

#### **(学教) 学校給食課長**

食事環境の整備ということで、現在、2校程度で実施してございますが、ランチルームの整備を拡充するというような大きなねらいでございまして、これにつきましては、いわゆる配膳器具、テーブル、いすだとか、そういった備品類の整備を図っていきたいということで、13年度の予算に240万円ほど計上させていただいております。

ただ、今、委員がご指摘のように、これがずっと続くのかというご質問だと思いますけれども、それは、本年度はとにかくそういうことでやってみて、我々も、将来に向けて、あるいは余裕教室などを利用して整備を図っていくということからいけば、果たしてこの額でいいのかどうか、この辺も将来の検討課題にさせていただきたいのですが、とりあえず13年度はそういう形で備品類の整備をしていきたいというのが目的でございます。

#### **(社教) 社会教育課長**

子どもセンターの関係ですけれども、子どもセンターというのは、平成14年から完全学校週5日制に伴います全国子どもプランのメニューの一つにある事業でございます。

具体的には、地域の子供たちの体験活動の機会だとか、あるいは、家庭教育支援に関する情報を集めまして、それを提供していく、こういうものが主な事業になります。具体的には、自然体験活動だとか、ボランティア活動だとか、あるいはスポーツ・文化活動などの情報を集めまして、それを、今のところ、3期の休みの前ぐらいに一つの印刷物にしまして子供たちに配って、3期の休みにいろいろと自然体験などを、情報をもとに利用していただく。さらに、コンピュータを用意しまして、それを使いまして、インターネットなどで情報収集して情報を提供していく、こういう内容の事業でございます。

これは、今申し上げましたように、国の全国子どもプランのメニューにあるということで、国の委嘱事業ということになっていまして、平成13年度は140万円ほどですが、国の方から全額お金をいただいてやろうということで考えております。

それから、放課後児童クラブの方ですけれども、これは、以前から、この議会の中でも、まさしくお話がございまして、私どもはずっと市民部、福祉部、社会教育部の3部、それに総務部も入れまして、内部で検討してきて、今お話のとおり、昨年暮れに、一番多くこの児童クラブを運営しているということで、ノウハウを持っているということで、社会教育部がこの事業を見ていこう、こういうことにはなったわけです。これまで市民部にありました総合的な窓口を社会教育部に引き継ぐと。

けれども、実際的な中では、福祉部で実施しております塩谷児童センターと稲北児童館で行っている児童クラブにつきましては、児童館の業務と放課後児童クラブの業務が一体となった形で子供たちをお預かりしていくということがあるものですから、なかなかそれを切り離して社会教育部に持ってくることは難しいという判断から、従来どおり、福祉部の方をお願いをしていくと。

あわせて、市民部の女性センターでやっている事業につきましても、女性センターそのものが、本来、託児業務というものを持っていて、現在、その託児業務と放課後児童クラブの業務を一体化してやっているものですから、これもなかなか分離してやるということは非常に難しいということから、女性センターの方につきましては、本来の子供を預かる部分については、従来どおり、市民部の女性センターの方をお願いをいたしまして、新年度あるいは年度途中の入退会手続とか、あるいはスポーツ保険の加入の手続だとか、そういうできる部分は社会教育部に移して行おうかと。

それからさらに、もう一つ市民部で行っております錢函サービスセンターの部分は、これは、錢函で行っておりますので、全部、社会教育部の方に移して、4月からやっていきたいということで現在準備を進めているところでございます。

**委員長**

ただいま教育長が中座させていただいていますけれども、理由は道教委の方から緊急な連絡が入りまして、教育長に連絡をせよという依頼です。それで、教育長が、時間にして大体10分か15分ぐらいということで退席されたのですけれども、今後の質疑については、もし教育長の答弁を必ずしも必要としない場合は続けていただいてもいいと思いますけれども、よろしいですか。

**秋山委員**

斉藤(陽)委員の質問に教育長の答弁をいただきたい部分があるものですから、先に私がやって、ちょっと延びても了解いただいでよろしいでしょうか。

**委員長**

はい。

**佐々木(勝)委員**

最後ですけれども、ランチルームの設置、余裕教室の有効活用の250万円、これはさっきの話から言うと、3年間で行くというふうに踏まえて、1年ずつ250万円ということではないと。それから、今年、13年度からする当該学校がわかっていれば教えてください。

**(学教)学校給食課長**

まず、3年間で250万円かというようなご質問の趣旨だと思いますけれども、先ほどもお答えしたとおり、当面、13年度は250万円と。それで、先ほども申しましたように、内容も、今は備品類を取りそろえていきたいというような形、それから、学校数が2校程度ということであれば、市内45校が全部なるのか、ならないのか、余裕教室が出てくるのか、出てこないのか、あるいは、そういうスペースがあるのか、ないのか、いろいろ時間なり検討の時期も必要かと思えます。当面この3年間ということで考えてはございますけれども、場合によっては継続ということも考えられます。

それで、2校程度と申しましても、今、大前提は学校の協力が必要なものですから、今、校長会を通じまして、希望の学校は上げてもらっている、こういうような経過になってございます。

それから、くどいようですけれども、予算の継続につきましては、単年度ごとに状況が変わっていくと思いますので、それに応じた予算のお願いをしていかなければならないのかなというふうに思っています。

**佐々木(勝)委員**

通告したのがもう1件ありましたけれども、やめます。

**委員長**

民主党・市民連合の質疑を終結し、公明党に移します。

-----  
**秋山委員**

**道徳教育について**

初めに、教育委員会の方にお尋ねをいたします。

毎年、道徳副読本の予算付けがされております。今年も、177ページに小学校は134万円、中学校であれば64万円弱の予算化がされておりますけれども、道徳の副読本を活用するようになったのはいつぐらいからでしょうか。

**(学教)指導室長**

副読本の関係についてですけれども、何年からというのは今ちょっと失念しておりますが、道徳教育にかかわっ

ては、昭和30年代に学習指導要領に位置付けられまして、以来、道徳教育が進められてきております。副読本につきましては、使用義務があるというものではございませんで、道徳教育を一層深める観点から活用を図ることができるといことになっておりまして、私どものところでは道徳教育の充実を図っていくという観点から予算付けをいたしまして、各学校で活用を図っていただき、道徳教育の充実を図ってまいっております。

#### 秋山委員

私の子育てのときには、先ほど見せていただいたのですけれども、なかったなというふう感じたものですから、ちょっとお聞きいたしました。

それで、いつごろからかという部分がわからないのであれば、副読本を活用される目的というの、今おっしゃった内容で活用されているということによろしいのでしょうか。

#### (学教)指導室長

道徳教育につきましては、学習指導要領に基づきまして、いわゆる人間性を育てるという観点から進めることになっておりますが、道徳教育そのものは、道徳の時間だけでなく、教育活動すべての中で行うようにということになっております。特に、そのことが14年度から行われます学習指導要領では明確になりまして、道徳の目標が総則という全体にかかわる中に位置付けられることで、このことが一層明確になっております。

ただ、道徳教育というのは、学びます内容が普通の教科と違いまして、例えば、算数科で学んだような計算ができるとか、あるいは統計的な考えができるとか、そういうものではなくて、学んだことが日常の生活に生きて働くということが大切なことから、それぞれの教科で学んだ内容を道徳の時間に再度統合しまして、生徒にしっかりと身につけ、日常の生活に生きて働くように、そういうことで道徳の時間が設けられております。その道徳の時間の学習を深めるための教材の一つとして活用することができますと、できるという内容になってございます。ただ、教科書とは違いまして、使用しなければならないというものではございません。

ただ、そういう中で、一層、道徳教育の充実が図られるようにという観点から予算化しているという内容でございます。

#### 秋山委員

今のお話ですと、予算化されている道徳の副読本は必ずしも活用しなくてもいいというふう聞こえましたが。

#### (学教)指導室長

私の説明が悪くて申しわけありません。

教科書とは違って、教科書は必ず何年生のこういう時間に使うというふう義務付けられておりますけれども、これは、例えば、友達の大切さというものを教えるために、副読本を使うこともできますし、場合によっては、道徳教育にかかわるテレビ番組等もございまして、そういうものを活用してもよろしいと。

ただ、心の教育にかかわるものですので、それぞれの先生の思いによってそれぞれの教え方をしていくということで違いが出てくるようでは公教育として適当でない場合もありますので、これについては、学習指導要領でその内容を定め、そしてどういう内容を指導するのかということ各学校で計画をつくりまして、その中には、各学校ごとに、この場合にはこの副読本を使うというふう学校で決めているという現状はございます。

#### 秋山委員

ということは、副読本を選ぶに当たっては、何を基準にどこで選ぶのかということ答弁を今いただいたように思いますが、それであれば、毎年予算化されている副読本を使わないのであればどうなのかなという感じる点もありますね。

そしてまた、活用しない教師に対しては指導性もないということになりますか。

#### (学教)指導室長

これにつきましては、私どもは、学校で、その学校の教育課程ということで、1年間ごとに6年生、あるいは中

学ですと1年から3年生までどういう内容の指導をするかということの計画を作成しまして、その段階に応じて1年生のこの学年のこの時間にはこういう内容のものを使うという計画がつけられております。その計画に基づいて購入いただいておりますので、そこでは活用いただくというふうに考えております。

なお、今の実態の中では、中央教育審議会の答申などでも、これまで道徳教育が十分進まない原因の一つに、座学を中心に活字からの知識だけによることがその一因ではないかということから、もう少し日常生活や体験に即した活動をすることも大事ですというようなことも指摘されております。それから、例えば、その内容として、副読本の内容に、ヒーロー、ヒロインなどが、今いろいろな子供たちの学ぶ内容として教材に適したものがありますから、そういうものの活用も図るようということもありますので、副読本と合わせて活用していただくようには各学校に指導しております。

#### **秋山委員**

先ほどの答弁の中にありましたように、教師によって、副読本がありながら、教える内容も変わってくると考えられるという答弁がございましたが、そのように受けとめたのですけれども、どうですか。

#### **(学教)指導室長**

基本といたしましては、指導される内容が教員によって左右されることのないように、学校におきましては、年間指導計画という計画をつくりまして、そこでは1時間ごとにこういう内容と規定されております。そういう計画ができておりますので、各学校共通の内容で履修されます。ただ、同じ内容を教えるにも、例えば、2年生のあるクラスでは、学級の中で友達との関係がうまくいかない場合には、それを学級の問題として、副読本を使いながら、さらにそのことを強く取り上げる場合もございますし、ある学級では、それがうまくいっているので、違う教材にある内容から例を引いてきて、そのことを一層深める、そういう授業の場面での違いはありますけれども、学ぶことの大本となるところの友達と仲よくしようという内容では共通のことを学ぶようになっています。

#### **秋山委員**

共通に学ぶという観点は同じであっても、1年間過ぎて、それがどのように教育されたかというのはチェックできないという感じですね。

#### **(教育)指導室長**

各学校では、年度当初に、それぞれの先生方が校長の指導のもとに、今年度1年間、どういう計画で授業を進めていくかということは全体で確認していきます。それで、それぞれの学校では1年を終わるまで待つことなく、大体1学期ごとには予定されたものがどのように子供たちに実現しているかということで確かめ、そして、年度が終わり、今はそろそろその時期ですけれども、今年度1年間の道徳教育の成果はどのようなものであったかということをも必ず学校評価としてするようになっております。

また、その評価を生かしまして、次年度の計画の修正ということも進めております。

#### **秋山委員**

この副読本を見せていただきましたら、学研だとか東京書籍とか、たくさんの業者が参入しているように思うのですが、これを選ぶのも各学校に任せてあるということなのでしょうか。

#### **(学教)指導室長**

学校で、年間授業計画に基づきましてそれぞれ選定をしております。

#### **秋山委員**

この道徳の本を見せていただきまして感じた点なのですが、道徳の観念が、私方が思っていることと随分違っている、世間で言う常識を教えているにすぎないなというふうに感じたのですが、この点はどうでしょうか。

#### **(学教)指導室長**

道徳教育そのものが、日常生活の中で、いわゆる大人とすれば常識であることを身につけていただく過程と考え

ておりまして、道徳教育は、学習指導要領で大きく四つの観点から構成されております。一つは、主として自分自身に関することを学びます。それから、二つ目には、主として他の人とのかかわりに関すること、三つ目としまして、主として自然や崇高なもののかかわりに関すること、そして、四つ目、最後になりますけれども、主として集団や社会とのかかわりに関すること、大きくこの四つの観点から、小学校低学年、中学年、高学年、そして中学校と、学年、年齢の発達に応じて計画がつくれ、そして義務教育を終わるまでには日常生活を進めていく上での基本的な道徳観を身につけ、それを実践できるようにということで計画されております。

#### **秋山委員**

今のお話をお聞きいたしまして、教育委員会として、昭和30年来行われているという答弁でしたが、道徳教育を行ってどのような効果があったのかなというところにちょっと疑問符がつくのですけれども、どのようにお考えでしょうか。

#### **(学教)指導室長**

先ほど私が答弁いたしました内容で、学習指導要領に位置付けられましたのはその年度で、市の方で単独の予算がつきました年度は、申しわけありません、もう少し後の方になっております。

道徳教育につきましては、それぞれ今保護者の方の価値観の多様もありまして、そういう面で非常に指導の難しいところがありますけれども、この指導を通じて、子供たちが、日常生活の中で、先ほど委員からご指摘のありました常識を身につけていただいていると思います。さらには、それを担うものとして、文部科学省の方では、家庭教育ノートというものを各家庭に配付いたしまして、保護者と児童・生徒がともに内容を確認しながら、より一層道徳教育を深めるようになっております。また、現在、もう国会を通ったと思いますけれども、新世紀プランの中では、これにさらに心のノートというものを小・中学生全員に配付予定と聞いておりまして、そういう面で、学校教育ばかりでなくて、家庭・地域が一体になって道徳教育を進めていくところにこれから成果がより一層期待できるのではないかと考えております。

#### **秋山委員**

家庭教育ノート、心のノートというのは、具体的にどんなものなのでしょうか。

#### **(学教)指導室長**

今、ここに私が持参しておりますけれども、家庭教育ノートとしまして、例えば、大きく6項目に分かれておりまして、家庭とは、しつけ・子供の非行、家庭でのルール、思いやり、個性と夢、ゆとりというようになっております。

思いやりというところでは、まず、親が率先して人助けをする、差別をしない、偏見を持たない子に育てる、いじめをしない子に育てる、感動する本との出会いを大切に、子供に命の大切さを実感させる、子供を本当に思いやるというような項目がありまして、家庭でも子供とともに内容を確認される内容になっております。

#### **秋山委員**

その家庭教育ノートを配付いたしまして、保護者といいますか、親からの反響はどんなものなのでしょうか。

#### **(学教)指導室長**

私どもは、直接そのことについて改めてお伺いしたことはないのですけれども、全家庭に配られておりますので、こういうことについて、家庭で子供とともに直接この内容を確認、家庭教育にも生かしていただいていると思っております。

#### **秋山委員**

実は、質問の中に、副読本を活用しながら、学校だけで教育するのではなくて、自分のことはさて置きまして、「親の姿を見て子は育つ」ということわざがありますように、保護者の方にもこういう副読本の活用が必要ではないかなと感じている一人なものですから、そういう家庭教育ノートという形で出されているのであれば、どのよう

に生かされているのかということも知る必要もあるのではないかと思います。

近年、せっかく大事に育てた子供たちが晴れの大人になった途端、荒れ狂うというのであれば、何のために予算付けをして育ててきたのかなと考えざるを得ない場面が多々見受けられますが、何とか役立つ、せっかく予算付けされている教材を生かせる教育の場にしていただきたいと思います。この辺はどうでしょうか。

**(学教)指導室長**

道徳教育にかかわっては、今は大変関心の高いところで、ただいま委員からご指摘がございました。ただ、家庭教育にかかわって、今現在、文部科学省が指針を示すということには、長年、大変なためらいもあったようにも聞いております。しかし、今、子供たちの状況を見ると、やはり、家庭にも話し合いのための資料として提示することが必要だろうということで各家庭に配付されております。

中を見ますと、例えば、「子育ては母親の仕事、そう思っているお父さんは要注意」、それから、「一緒に食事をするって、本当はすごく大切なのかも」というような本当にわかりやすい内容で示されておりますので、この内容につきまして、私どもの方で改めて各家庭でこのように活用していただきというところまで拘束するわけにはいきませんが、これが今年度も配付予定と聞いておりますので、各家庭でまた活用いただけるように、学校教育の中でも機会があるときには校長先生にお話をいただくというようなことでは指導いたしてまいりたいと思います。

**秋山委員**

もう1点、親とそれを指導する教師の側、頭のいい優秀な教師はすごく多いと思うのですが、人間的に疑問視という部分もなきにしもあらず、先生の資質を高めるという部分も必要ではないかという声も多々聞かれます。そういう観点から見たときに、生徒に教える前に教師に対して、教える側の指導も必要かなというふうに感じますが、その点に関してはどうでしょうか。

**(学教)指導室長**

大変厳しいご指摘をいただいておりますけれども、まず、教師は、率先垂範、範を示してそのことを自然のうちに学ぶというのが教育の一番大切な姿だと思います。教育長の本会議の答弁の中でも、「教学相半ばなり」ということで、教師自身が教えることと学ぶことは相半ばするのだ、教えることのみをもって教師とするのではない、学ぶことから始めるのだという趣旨のご答弁をさせていただいておりますように、今後、そのことを私どもも大きな目標としまして研修等の充実に努めてまいりたいと思います。

**秋山委員**

最後に、斉藤(陽)委員がこれから教育長に質問されるのではないかと思いますけれども、代表質問の中に、教育の目的というのは人格の完成にあるのだ、教育を手段化したらいけないというような提言をしておりますけれども、何としても、予算化されている副読本を基調にしながら生かされる教育をしていただきたいと思います。と思っております。

**副教材について**

もう1点、教育関係に関しまして、副教材の件でお尋ねいたします。

若いお母さん方から、副教材に対して経済的に負担であるという声が届いております。どのくらい副教材購入があるのか、教えてください。

**(学教)指導室長**

小学校、中学校それぞれにございまして、いわゆる教材と称するものだと思います。例えば、小学校1年に入るとしますと、鍵盤ハーモニカですとか、それから算数のセットですとか、幾つか購入すると思います。中学生になりますと、そのほかに技術家庭科にかかわる木工用品等を購入する場合もございます。そのほかにもクレヨンですとかいろいろなものがございますけれども、ちょっと金額的には今は調べておりません、申しわけありません。

**秋山委員**

実は、ピアノ、鍵盤ハーモニカとかと聞いておりますけれども、これは1年生に入ったときに購入する。それで、卒業するまで使われるそうなのですが、そんなに傷まないという部分の話なのか、くわえ口だけでも取りかえる、本体は学校に置いておきながら、くわえ口だけが母親が購入するというような部分で、活用の仕方というものの見直しなんかができないだろうかという声があったのですが、それに関してはどうでしょうか。

**(学教)指導室長**

鍵盤ハーモニカにつきましては、今、音楽の教材で、以前はハーモニカが低学年で使われておりましたけれども、現在は鍵盤ハーモニカの使用になっています。

この後、また使う教材も変わっていくと思いますけれども、結構値段が張るものであります。そういう点では父母の負担も大きいのかと思いますが、学校の方では、ちょうど40センチか60センチぐらいの長さのところに蛇腹のような口をつけて、立っても演奏できるようなものでありますけれども、その部分だけ購入して使うという方法をとっているところもあります。例えば、兄弟で、お兄ちゃん、お姉ちゃんが使ったものを、その蛇腹の部分だけを買って自分で使うということもしているというふうには聞いております。

ただ、私も楽器メーカー等に問い合わせてみましたが、どうしても唾液が中に入りますので、腐食等があること、それから、衛生上の問題等で、ほとんどの方がそれぞれ購入いただいているというふうには聞いておまして、今後、そういう点では各学校あるいは楽器メーカーとも協力を得ながら検討してみたいと思います。

**秋山委員**

**出前講座について**

次に、出前講座に関してお尋ねをいたします。

2月中旬ごろだったと思いますけれども、市長が各種女性団体との懇談会の折に、市として出前講座を考えている、その中で市民の声も集約していきたいというような内容の報道記事を読んだものですから、どういう形で進められているのか、また、どういう形で出前講座ができていくのか、その点をお願いいたします。

**(企画)広報広聴担当高野主幹**

いわゆる出前講座のねらいでございますけれども、秋山委員から提案がございました生涯学習、いわゆる学習の機会を持っていただくと。それから、市民の皆さんが求める市政に関すること、あるいは、市から市民に周知したい情報などの提供を行う、そして市政に対する理解を深めていただく。あわせて、職員を講師としているわけでございますので、その場所で市政に対する提案を気軽に述べていただく、そういうことを目的としてたどいま準備中でございます。

**秋山委員**

これは、いつぐらいに実施を考えていらっしゃるのでしょうか。

**(企画)広報広聴担当高野主幹**

できれば6月中に実施をしたい、そういうことで現在準備中でございます。

**秋山委員**

お聞きいたしまして、出前講座は、ただ職員が出向いて講座をするだけでなく、市民の情報も収集するという形で小樽の場合はでき上がるという方向性なのでしょうか。

**(企画)広報広聴担当高野主幹**

先ほどもねらいの中でご説明いたしましたけれども、いわゆる職員が出向きまして、ただ専門的な学習だけではなくて、その場で得られるいろいろな意見だとか、情報も提供いたしますし、そんなようなことを含めて実施をしたいというふうに考えております。

**秋山委員**

そうしたら、今答弁いただいている広報の担当で行うという形になりますか。

**(企画) 広報広聴担当高野主幹**

企画部の広報広聴担当、私どもが窓口となりまして実施していく、こういうことでございます。

**秋山委員**

であれば、6月の中ごろに実施をしたいと。どういう形で市民が受けられるのかという部分も、はっきり形ができて上がるのも6月という段階なのでしょうか。

**(企画) 広報広聴担当高野主幹**

今、これの大きな作業といたしましては、各部から積極的な協力をいただいて、講座のメニューの準備をしなければならない、各課、部局にもいろいろな形で提供していかなければならない。というようなことで、このメニューの充実をいかにするかというようなことで多少時間がかかっております。それで、実際にメニューがそろいましたら、第一は広報で、そのメニューの詳細だとか、あとは実施条件だとか、そういうものを周知したり、あわせて、ラジオ、それからテレビ、市民ニュース等ございますけれども、また、民間の報道機関にもお願いいたしまして周知には万全を期したい、そういうふうに思っております。

-----  
**斉藤(陽)委員**

**教育の本来のあり方について**

我が党の代表質問、佐野質問にかかわりまして、一、二、確認的にお伺いをさせていただきたいと思えます。

まず、教育長に、教育の本来のあり方についての質問で、質問の趣旨としては、明治以来、今日まで、富国強兵だとか、いわゆる戦後の復興だとか、所得倍増、高度成長政策、いろいろなそういうテーマがあったわけですが、欧米先進国を目標に、「追いつき、追い越せ」ということで、そういうキャッチアップを至上命題として日本が進んできました。このような近代日本のあり方の中で、常にそのときの目標達成のための観点からの教育はいかにあるべきかというような形の議論が、過去には多かったのではないかと。それに対して、自由な主体である人格は、他の何物の手段とされてはならない、それ自身が目的でなければならないと。非常に哲学的で恐縮ですけれども、そういう教育について、同じように、ある国家目標に向けて、それに奉仕する人づくりということではなくて、人格の全人的開花というもの、それ自体が目指されるべき目的ではないか、そういう観点で質問をさせていただいたのですが、こういう観点については教育長はどのようにお考えでしょうか。

**教育長**

ご質問の中にあつた人と人との直接的な触れ合いの中で人格の完成を目指すというところに非常に感銘を受けまして、「教学相半ばなり」という語を引いてお答えをいたしました。今ご指摘のように、目的的教育の追求ということは、先進国のいろいろな発達した段階に日本の国はもう追いついて直接目標を失ったのではないかと指摘も一方にはございます。また、一方では、IT革命など情報関連でまだまだ技術で追求すべき状況もございます。

しかし、全体として人格の完成を目指すということが教育の本来の目的であろう、私はそういうふうに考えております。

**斉藤(陽)委員**

**適正配置について**

それでは次に、適正配置にかかわって1点確認をさせていただきたいと思えます。

適正配置については、中学校については既にといいますか、13年度から実施をされるということで、小学校の適正配置についてお伺いをしているわけですが、平成11年8月に策定されました小樽市小・中学校適正配置計画実施方針、これによりますと、標準学級に満たない比較的学級数の少ない学校が対象になる。それで、学校の配置状況、また児童・生徒数の現状を踏まえて、通学区域の見直しによって行うのだということが決まっております。これは、小・中学校共通で確認されていることだと思えます。

それで、新1年生で学級規模が、小学校においては2学級を標準、それから通学区域については小学校は4キロメートル、中学校については6キロメートルを超えない範囲ということでございます。

それに対して、平成11年10月28日の一部改正と同時に出了た策定の考え方というのがございますが、これでは、中学校について、通学路の安全性等に配慮して、通学距離はおおむね3キロメートル以内とするということで、実施方針の段階では中学校は6キロメートルを超えない範囲ということだったのですが、現実的には安全性等に配慮すると3キロメートル以内ということになっています。

こういうことを考慮しますと、小学校についても、当然、現実にそういう通学区域の見直しを行う場合には、通学路の安全性等に配慮して、おおむね2キロメートルということが適当ではないかと思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

#### **教育長**

昭和40年代に、文部省で適正配置、学校統合にかかわるいろいろな見解が出た中で、小学校は4キロ、中学校は6キロ、統合の場合はそういうふう基準を緩めてもよるしいということがございました。小樽では、地域的な関係で通学距離の長い場合もあります。中心部、あるいは関連する統廃合の中では、低学年ということもございしますので、2キロメートルあたりを一つの目安にいたしたい、そして、地域の実情によってその辺についてはさらに検討を加えさせていただき、そう考えております。

#### **斉藤(陽)委員**

##### **ITについて**

次に、ITに関連して、予算の関係でお伺いいたします。

市長の提案説明によりますと、全中学校にインターネットを使用できるようなコンピュータ機器を更新すると。そして、各学校のインターネット接続の起点となるセンターの設備整備を行うということですが、これについて、13年度予算額、または14年度以降の予算、事業の総予算額等をお示しいただきたいと思ます。

#### **(学教)施設課長**

コンピュータの整備事業についてのお尋ねでございますけれども、ご承知のように、現在、中学校に配置されておりますコンピュータはインターネットができない機種なものですから、それで、今回、2002年の新学習指導要領におきまして、インターネットができる機種に更新します。この機種の更新ですけれども、現在は1校当たり20台なのでございますけれども、1人1台ということもありますし、1校平均31台、14校分を整備する予算でございます。

それで、事業費の総額でございますけれども、現在考えておりますのはリース契約ということで考えておまして、総額が1億2,960万円ほどになりまして、今回、13年度分の予算につきましては3,000万円をお願いしているところでございます。

#### **斉藤(陽)委員**

3,000万円のうち2,700万円がリース代ということで、そのほかの部分というのはどういうことになっているのですか。

#### **(学教)施設課長**

3,000万円のうち2,700万円がコンピュータ本体、ハード部分の予算でございます。残る300万円ですけれども、現在の20台から10台増えます。それで、各学校にコンピュータデスクというのが足りないものですから、1校5台を考えまして、その総予算が300万円でございます。

#### **斉藤(陽)委員**

それから、ネット接続の起点となるセンターというのは、具体的にもうちょっと説明していただきたいのです。

#### **(学教)施設課長**

センターというのは、要するに、1カ所集中の専用の役目を果たしますけれども、まず、有害情報の除去といい

ますか、それからウイルス感染の防止とか、それから各学校の同期を図る、それからプロバイダーの接続とサーバーの運用を図る、これがセンターの役割ということで考えております。

**斉藤(陽)委員**

特別、各学校ごとのホームページ云々ということではないのですか。

**(学教)施設課長**

センターを通じまして各学校にということで現在考えております。個々の配線は考えておりません。

**斉藤(陽)委員**

次に、ITの基礎技能講習、昨日も自民党の見楚谷委員から議論がされておりましたので重複は避けたいと思いますけれども、一、二点伺いたいと思います。

まず、13年度の事業予算が7,100万円ということで、6,900人の受講を目標にしていると。1講座当たり20名で2時間の講習を6回行う、それを1単位として実施するということで、この6,900人というのは成人人口の5.5%ということなのですが、この5.5%の根拠はどのようなことなのでしょう。

**(企画)安達主幹**

5.5%の根拠ということでございますけれども、この関連予算につきましては、昨年10月に日本新生のための新発展政策というものが閣議決定されました。その中にIT革命の施策ということで、決定されたというふうになってございます。

この5.5%の根拠につきましては、これはとにかく早急にやらなければならない。今年の早いところは1月から取り組んでいます。そして、遅くとも平成13年度中の事業だといった中で、その施設利用については、学校だとか、社会教育施設、公民館、あるいはまた、民間のそういったスクール、それから施設というところを想定してございます。

具体的な算出根拠は国からも示されてございませんけれども、おおむねそういった施設を使って1年間でやるとすればおおむね5.5%ではないかと。こういった能力の問題として出された数字でございます。

**斉藤(陽)委員**

もう1点、成人ということで限られているとありますが、成人の5.5%と強調されているわけでございますけれども、なぜ成人に限ったのかという部分についてはいかがでしょうか。

**(企画)安達主幹**

これについても、国からの通達によりますと、大体现在のコンピュータとありますが、IT関連の学校教育に取り組んだ時点はおおむね平成6年ごろからというふうに言われてございます。それが全国的に普及したのが大体平成10年ぐらいまでというふうには伝わっております。これは、小学校、中学校、高校までということでやっているということでございます。そういったようなことから言いますと、これからいわゆる成人に達しない部分といたすのは、何らかの形でこういった教育にタッチをされる。いわゆる受講した経歴があるという認識でございます。

今回の方針につきましては、あくまでもインターネットなり電子メールなりといういわゆる基本的な技術の習得でございますので、そういった意味では、学校教育などの機会ですういったものを一切さわったこともないとか、経験したことがない方たちを対象にやるわけでございますので、20歳以上ということで一定の線引きをした、このように伺っております。

**斉藤(陽)委員**

もう一、二点だけお伺いします。

今の中で、受講対象者は、さわったことのない人といいますが、主婦だとか、あるいは勤労者とか、余りコンピュータに縁がなかったような方にも受講していただきたいということが趣旨のようなのですが、1講座20人で、第1期は5月から2,000人の受講を目標として第1期は進まれるということなので、20人ということは、単純な疑問

なのですが、100カ所で開催しなければならない。

そういうことになりますと、まず第一に、2,000人の受講希望者というものが見込めるのかどうか。それから、見込めるとして、実際に会場を確保して講師を云々というのは非常に大変な仕事になるのではないかと部分なのですが、その点についてはいかがでしょうか。

#### **(企画)安達主幹**

我々の苦勞を非常によく理解していただいております。

確かに、おっしゃいましたように、これまで生涯学習プラザなどでパソコン教室などを何講座かやっているわけですが、そういった中かなりの応募があるとはいっても、まだ1,000人といったような数字を満たしたことはないです。そういったことから言いますと、仮に平成13年度に6,900人という目標を実際に達成できるのかどうかというと、本当に募集をかけてみなければわからない状況になっております。

ただ、私たちとしては、昨日も見楚谷委員のご質問にお答えしましたように、できるだけ宣伝活動をして、できるだけ多くの方に受講してもらおうように最大限に努力するというところで考えております。

それから、夏期講座といった、今回は当面5月から7月までの100講座の部分につきましては、これについてもやはりそういった状況にありますので、市民の方々に具体的なメニューを、日にちだとか、曜日だとか、時間だとか、そういったメニューをお知らせして、そして、それぞれのコースに申込みをしていただく。そういったようなことになると、あるところは抽せんしなければならないような状況もありますでしょうし、あるところは、メニューは用意したけれども、全く来ないところもあるかもしれない。それは、そういったことを1回くぐってみなければ何とも言えないと思います。

それから、講師だとか、そういう確保につきましては、そういった状況を見ながら、業者の方々と十分話し合いを進めていって、チェックした契約に基づいて講習を実施していきたいというふうに思っております。

#### **斉藤(陽)委員**

最後に、1点だけ伺います。

情報のバリアフリーということがありますが、昨日の見楚谷委員の質問にもございましたけれども、心身に障害を持つ方、特に聴覚に障害のある方にとっては、ITという部分が非常に有効とありますが、大事なものだと言われております。特に、今回の講習の中で、障害を持つ方に対する受講の部分というのは積極的に取り組むべきではないかというふうに考えますけれども、この点についてはいかがでしょうか。

#### **(企画)安達主幹**

実は昨日もお話しさせていただきました。IT技術の現在の推進、進歩とともに、こういった障害を持つ方に対する教育といいますか、あるいは、どのような形で教えることができるのかといった研究も、今、一部で相当進められているというふうに関に聞いてございます。これにつきましても、国からの指導もござりますので、全体の中でそういった方々にやったらまたいろいろな問題も出てくると思いますので、そういった方たちに対する研修のあり方、あるいはまた、そういった要望の把握も含めて、これから少し研究しながら、また別な形で講習案内をさせていただかざるを得ないなど。こんなことも、福祉部とともに研究するというふうに進めていきます。

#### **委員長**

公明党の質疑を終結いたしまして、市民クラブに移します。

---

#### **松本(聖)委員**

##### **サッカー・ラグビー場について**

まず、先ほど民主党の佐々木(勝)委員からの質問がありましたけれども、このたび、望洋に新設を予定しておりますサッカー・ラグビー場の件についてお尋ねいたします。

私はサッカーもラグビーも特別詳しいわけではありませんので、基本的なところからちょっと教えていただきたいのですが、サッカーとラグビーというのは芝の管理は全く同じでもよろしいのですか。

**(社教)社会体育課長**

まず、芝の長さはラグビーの方が長いということがありますがけれども、実際、季節的な管理の仕方といたしましては、通常、基本的には同一と、こういうふうに聞いております。

**松本(聖)委員**

それは、小樽市においてはということなのですか。一般的に同じで構わないということなのですか。

**(社教)社会体育課長**

あくまでも一般論ということでございます。

**松本(聖)委員**

グラウンドの使われ方といいますか、その上で走り回ったり転げ回ったりするわけですから、芝が傷むでしょうけれども、この傷み方というのはそれぞれの種目によって違いがあるものなのでしょうか。

**(社教)社会体育課長**

それぞれの種目の場面、場面におきまして傷み方があるかと思えます。一概に、この場合はこうだということは。

**松本(聖)委員**

聞くところによりますと、先ほどおっしゃいましたように、芝の長さもある程度違いがある。違った方がより競技をしやすいといいますが、理想的であるという話も伺っております。これは、市民クラブとしても、昨年の4定でも質問させていただいている問題ではありますけれども、改めて詳しく聞きたいのです。

このたび、からまつ公園に2面のサッカー・ラグビー場がある、望洋台地域に3面の新設を考えておられるということで予算がついておりますね。あわせて5面と。これらのグラウンドは、サッカーとラグビー以外のスポーツ競技なりで使われるということは、からまつ公園についてお尋ねしますけれども、ございましたでしょうか。

**(社教)社会体育課長**

現状の中では、からまつの場合は、それぞれラグビー、サッカー、そのような使われ方が圧倒的に多いという状況でございます。

**松本(聖)委員**

何度もご提案させていただいておるところでありますけれども、芝は、1競技いたしますと非常に傷みます。その上で走り回りますとね。当然、養生という問題が出てまいります。この5面のグラウンドは、1面はクレードと聞いております。1面はクレードですね。望洋台は今新しくつくるものですね。芝が2面です。芝のグラウンドが4面ということになりますけれども、芝の養生ということ、それから、競技ごとに芝の傷み方、使い方が違う、また、芝の長さが違った方がより競技のためにはいいのだということを考慮いたしますと、加えて、サッカーとラグビー以外にはほとんど使われていないのだということを考慮しますと、4面の芝のグラウンドを、サッカーとラグビーですみ分けるといようなことが理想ではないかと思うわけですが、先ほどの民主党の質問に関してのご答弁では、そのようなことは現時点では考えていないということございました。もう予算もついている状況です。具体的に金額が決まっていますから、あらかたの構想というのがもうきちんとできておられるのではないかと思うのですが、現時点において、先ほどお答えになられましたように、すみ分けは考えていないのだということでもよろしいのですか。

**(社教)社会体育課長**

先ほど佐々木(勝)委員にお答えいたしましたのは、すみ分けのことまで具体的にはまだ到達していないというような観点でお答えしたわけですが、ただ、現時点では、サッカー、ラグビーそれぞれの競技関係団体と、今後どのような形がいわゆる使い勝手がいいのかということをあらゆる観点から今協議を進めているところでございます。

ただ、はっきりしているのは、現在のからまつのラグビーの方につきましては、今後とも、工夫の仕方、養生の仕方、使い方次第でこれからも生かしていけるだろう、こういう可能性が強い、こういうことは認識し合っているわけでございます。

ただ、サッカーの方が、日常的に今はなかなか使い勝手が悪い状況です。練習でさえも遠征に出向いてやるしかない、こんなような現状でございますので、やはり日常的には、先ほどもちょっと触れましたけれども、色内ふ頭公園も活用する中で、当面はもちろんからまつの方も何とか延命策を図っていく。そして、今回、望洋の新しくつくるところに関しましては、まだ明日、あさってではございません。早ければ平成16年度の供用開始を目標といたしておりますので、当面はからまつも生かしていくと。日常的には、自然的にすみ分けの考えで使われるのだろう、このように思っております。

**松本(聖)委員**

言葉が一つ気になったのですが、からまつの延命ということはどういうことなのか。将来的にはそこは用途廃止するということなのか。

**(社教)社会体育課長**

今申ししたのは、やはり、相当なお金をかければからまつのサッカー場も根本的に生かせるのでしょけれども、なかなかそこまでの投資は費用対効果の関係で難しいだろうと。いわゆる延命策というのは、当面、望洋ができるまでの間を何とかして、草刈りの関係、土の盛り方の関係、細かいことを申しますと、こういうことを工夫しながら使えるような状況にしていきたい、こういうことでございます。

**松本(聖)委員**

済みません。私の理解力が不足しているのか、説明がよくわかりません。

延命ということは、どこかでなくなるものをちょっと先に延ばしましょうという意味ですね。これは、望洋ができたからといってからまつグラウンドをなくすわけではないのでしょうか。今後ずっと整備していくのですね。そこをちょっと確認させてください。

**(社教)社会体育課長**

あくまでも現時点での考え方でございますけれども、ラグビー場については、先ほど申しましたように、今後とも活用していけるだろう、こう思うのです。サッカー場につきましては、芝の維持管理にいろいろ手を加えているわけです。土も盛ったりいろいろしております。その辺は今後とも相当なお金がかかるものですから、その辺の見極めが現時点ではなかなか難しいのですけれども、そういった意味で延命策などを当面の手だてとして行っていきたい、こういうような状況でございます。

**松本(聖)委員**

そうしたら、将来的には、もしかしたら、仮定の話をして恐縮なのですが、からまつは1面だけになる可能性があるということなのか。

**(社教)社会体育課長**

そういう意味で、先ほど佐々木委員に、現時点ではそこまで考えが至っておらないと、こういうような答弁をさせていただいたわけでございます。

**松本(聖)委員**

競技人口もかなりの数に上ると伺っておりますので、ぜひとも、将来的にも、からまつ公園、それから新たに新設される望洋台のサッカー・ラグビー場、将来はすみ分けになるかもしれないですけども、この運動場を何とか市民のためにというような整備を心がけていただきたい。

なおかつ、それぞれの競技団体の意向を、伺うところによると、ぜひすみ分けをしてほしいというお話、サッカー、ラグビーの両団体からそういう声を伺いますので、ぜひともご検討をいただきたいとお願いして、次の質問に

移ります。

#### **日の丸・君が代に関するチラシ配布について**

さて、先般、新聞報道で私も知りましたが、日の丸・君が代にあたかも反対するような内容のチラシを、中学校教員が、あろうことか、授業中に生徒の手を介して親に配ったという問題が、3月6日の読売新聞で報道されておりました。非常に驚きを覚えました。すぐさま、教育委員会の方から説明にお見えになられましたので、内容をお伺いいたしましたけれども、これは、授業中という解釈でよろしいのですか。帰りにお渡ししたということなのですが、どちらにしても教員の勤務中ということですね。

#### **(学教) 総務課長**

それにつきましては、各学年でいろいろありまして、3年生は次の日、高校受験ということで午前授業ということもありまして、全校一斉ではないというように聞いております。

#### **松本(聖)委員**

この教員が、担任の先生がお配りになられたのだと思うのですけれども、仕事中ですねということを聞いているのです。

#### **(学教) 総務課長**

それにつきましては、勤務時間は5時までになっておりますので、その範囲内であれば、ただ、事実を確認できないのですが、その範囲内であれば勤務時間ということになります。

#### **松本(聖)委員**

まさしく生徒が目の前にいた時間なのだから、時間内であろうが、時間外であろうが、勤務中です。帰りの会とか、ホームルームとか、そういうときなのでしょう、恐らく。

それで、このビラの内容をコピーでいただきましたけれども、北海道教職員組合小樽市支部、望洋台小学校分会、望洋台中学校分会と書いてあるのです。これはどういう団体なのですか。

#### **(学教) 総務課長**

これにつきましては、地方公務員法で定められた職員団体ということで、認められた労働団体でございます。

#### **松本(聖)委員**

いわゆる労働組合ですね。教職員の勤務とは何ら関係のない任意の団体でしょう。すなわち、この先生たちのとった行動というのは、公務員としての義務に、義務といいますが、責務といいますが、こういったものに違反しておるのではないですか。

#### **学校教育部長**

この件につきましては、当該の校長から報告を受けました。

一つには、ただいまご指摘のあったとおり、時間中に配付したと、こういうふうに聞いてございます。これにつきましては、校長としても、学校内で、かつ時間中にそういったものを配布したというのは大変遺憾で、申しわけないということを私どもに言ってまいりましたけれども、私どもも同様にそのように考えてございまして、教育長からその旨を本会議で答弁したところでございます。

#### **松本(聖)委員**

そこで、お尋ねをしたいのですが、小学校、中学校の教員の任命権者というのはどこにあるのですか。

#### **(学教) 総務課長**

これにつきましては、市町村立学校の教職員につきましては、都道府県教育委員会が任命権者となっております。

#### **松本(聖)委員**

すなわち道教委が任命権者と。ということは、すなわち、これがもし行政処分されるとしたら、処分するのは道教委ということではよろしいですか。

**(学教) 総務課長**

これにつきましては、任命権が北海道教育委員会にございますので、任命権につきましては、任用とか、準任用、免職、休職、復職、懲戒、給与その他、それらを含めて身分上のすべての取扱いに関することにつきましては、道教委が権限として持っているものということであります。

**松本(聖)委員**

小樽市教育委員会としては、本件についてどのようにお考えですか、仮に処分ということを考えますと。

**学校教育部長**

私どもも、まだ処分だとか、そういうことではなくて、こういったことが学校長から報告がありましたので、まずこの事実確認をしたいというふうに考えてございます。同時に、このことにつきましては、道教委の方からも事実調査をお願いしたい、こういうことを言われてございますので、当該校のほかにも他の学校にもあるというようなこともお聞きしてございますので、まず、小・中学校に行つてこういった行為が行われたのかどうか、そのことを把握した後に、そういった問題というのが今後の協議の過程の中でいろいろ出てくるだろうというふうには思っておりますけれども、現時点では、処分とかそういうことではなくて、まず実態の把握に努めたい、このように考えております。

**松本(聖)委員**

教育長は道教委とご連絡をとっておられるようにお見受けいたしましたけれども、道教委の方からは、何か指示その他がございましたでしょうか。

**教育長**

道教委の教育長は、道議会の中で、小樽市のこの問題について調査をし、厳正に対処したいと答えております。そのことについてはお聞きしております。

**松本(聖)委員**

小樽市教育委員会としましても、厳正なる調査と態度で臨んでいただきたいと思っております。法制化されておる日の丸・君が代に対して、思いはわかるのです。言いたいこともね。みんなで討論しましょうというピラの趣旨はわかります。「ストップ」と書いてあるのですね。やめるという意味です、とめるという意味です。一方的なイデオロギーに基づいた主張を公の教育の場で生徒に押しつけている。押しつけているのはあんた方ではないかと僕は言いたいのです、この労働組合団体に対して。私はそう思います。

答弁は要らないですが、私はそう思うという意見を言わせていただきます。

**国旗国歌について**

そこで、お尋ねしたいのですけれども、小学校、中学校に果たして国旗はきちんと整備されておりますか。

**(学教) 総務課長**

国旗につきましては、ほぼ学校の方ではそろっております。ただ、枚数的なものはございますが、各学校でそろえていると考えています。

**松本(聖)委員**

私が小学生、中学生だったころには、学校には、古い学校でしたが、国旗掲揚台というのがありました。そこに国旗が立っていたかどうか、翻っていたかどうかは記憶にないのですが、台があったことは確かです。今、小樽の小・中学校は国旗掲揚台、もしくは掲揚塔は必ずあるものなのですか。

**(学教) 施設課長**

各学校にはグラウンドの一部に設置されております。

**松本(聖)委員**

何がしかの式典がありましたね。そうしたときに、もしくは祝日ですとか、国旗を掲揚しましょうと。我が国の

公立の学校なので、毎日翻っていて当たり前だと私は思いますけれども、掲揚台に国旗を掲揚しますね。式典なりがありまして、式典の会場にも、国旗を、壁に張るなり、旗ざおにつけて立てかけるなりすると思うのですが、これで最低2枚使うのです。それに足りるだけのものが小・中学校にあるのですか。

**(学教) 総務課長**

それにつきましては、今現在、式典に近いわけなものですから、各学校で、再度、必要な枚数につきましては準備するという対応していくというふうに考えております。

**松本(聖) 委員**

いずれにしても、我が国の旗でありますから、尊重していただきたいと思います。

あわせて、お尋ねしたいのですが、国歌、音楽の先生がピアノで伴奏するもよし、カセットテープなりCDなりで流すもよしなのです。こういうことですから、教員の協力がなかなか得られないということもわかりますが、カセットテープなりCDなりというのは各学校にありますか。

**(学教) 指導室長**

各学校にポータブル式のものがございますし、体育館等には拡声装置としてそれぞれ放送装置がございますので、それで十分対応できます。

**松本(聖) 委員**

装置でなくて、ソフトがあるかということです。

**(学教) 指導室長**

失礼いたしました。

小学校につきましては、音楽科において指導することになっておりますので、それにかかわる教材としてございます。中学校についても、特別活動の中で指導することになっておりますので、それについても準備ができております。

**松本(聖) 委員**

せっかくあるのですから、ぜひともきちんと活用していただきたいというお願いをしておきます。

**中学校へのパソコン導入について**

中学校のインターネットができるパソコンといいますか、要するに新しいコンピュータを導入する、これで3,000万円の予算が計上されております。これを見ますと、借上料、いわゆるリース料になっているのですが、この契約の形態といいますか、どのような流れになるのか、概略を教えてくださいたいと思います。

**(財政) 契約管財課長**

リースの契約の流れということでございますけれども、私どもとしては、まだ具体的な内容を承知しておりませんので、一般論ということになるかと思えます。リース契約ということであれば、小樽市にリース業として入札参加の指名登録をされている業者の中から入札をやって決めていく、そういうことになるかと思えます。

**松本(聖) 委員**

その中に、小樽の業者といいますか、小樽に本社があるリース屋さんというのはあるのですか。

**(財政) 契約管財課長**

登録業者は、今は更新中といいますか、13、14年度の業者についてはまだ決定しておりません。現年度といたしますが、現時点ということで項目を、ちょっとここに名簿を持ってきておりませんが、うちの方の品目としては、リース・レンタル業というような品目になっておりますけれども、50から60社ぐらいというふうに記憶しております。小樽市内に住所のある業者もいますけれども、レンタル・リースすべて引くくめてということでございますので、今回扱うような物件のリースをできる業者がいるかということになりますと、調べてみなければわかりませんが、金額も結構大きいので、そうたくさんはいないのではないかと考えております。

### 松本(聖)委員

小樽市の予算ですから、できれば市内の業者に受けていただきたい、私はそう思いますし、市長も、常日ごろ地元を優先しろと言っておるわけですからね。

いわゆるレンタル・リース業の方でないといけないですか。コンピュータを扱っている会社だったら、どこでもだれでも納入できるのではないですか。私はそう思うのですが、いかがですか。

### (財政)契約管財課長

リース契約ということになりますので、小樽市が契約を結ぶ相手方というのはあくまでリース会社ということになります。品目ごとに、リース業として登録されている業者ということになるかと思えます。リース業ですので、どこから機械なりを購入して、そして市の方に使用させるというスタイルになりますので、納入先の業者がどこになるかということとはわかりませんが、市としてはあくまでもリース会社との契約というふうになるかと思えます。

ただ、一般論として申し上げておりますので、具体的な実際の契約の手続等については、やはりこれは原課とちょっと話をし、内容を聞かなければ定かではございませんが、一般論としてはあくまでリース会社との契約というふうになると思えます。

### 松本(聖)委員

原課とお話ということなら原課の意見を聞きますけれども、リースを業としている会社が契約をして、そこはどこから買っていいわけですね。当然、安いところから買うのですが、その前段として、入札するに当たって、何がしかの販売店なりメーカーなりと交渉しまして、おたくの会社は幾らでうちに納品してくれるのか、それにリースの利率を掛けて入札するのだと思うのですけれども、そうすると、小樽の業者といいですか、地元業者が入っていく余地が非常に狭いといえますか、ないというように私は思うわけでありまして。入札に参加することすらできないというような状況になると思えます。

それで、よく民間の会社では、大きな機材を買ったりするとリースにしますけれども、まずリース会社と話をしないですよね。メーカーなり小売なりと話をし、おたくは幾らで卸してくれるのか、幾らで売ってくれるのかという話をし、それでは100万円のを50万円にします、安いですね、それからリース会社に相談しますね。民間ではですよ。それでは、その小売店なりメーカーなりからリース会社に物が一たん入って、リース会社を経由して我々の手元に届くというのが民間の僕らの感覚なのです。リース会社にまず話をするというのは余りないのです。

そういう方法をとると、小樽市としては、地元業者を優先して、なおかつ、リース会社にコンピュータの知識を豊富に持った人がいるかという僕は疑問に思うのです。メンテナンスをどうするのか、メーカー頼みかと思うのですが、いかがですか。

### (学教)施設課長

リースの関係でございますけれども、現在は買取りをしないことになったわけですが、機械の進歩といいですか、そういうことがあって今回はリースということで現在考えているところでございます。メンテにつきましては、メーカーといいですか、そういう関係になるかと思えます。

### 松本(聖)委員

それで、気になるのは、使いたいときに使えないという状況が発生するのではないかと。生徒に1台ですね。中学生の使うことですし、いろいろな方が1台の機械を使うということもあって、ましてや不慣れだということもあって、故障、ふぐあいが発生する率が非常に高いと思うのです。そうなったときに、さあ、授業で使いましょう、1人だけ当たりません、もしくは、ひどいときは半分しか使えませんか、こんな事態が発生したら生徒がかわいそうでしょう。あみだくじで決めるわけにもいかないしね。

そういうことのないように、迅速なメンテナンスの対応ができる状態をつくっていかねばいけない、そのた

めにも地元業者を優先していかなければならないのではないかと考えるのですが、いかがでしょうか。

**(学教)施設課長**

ただいまのメンテの関係ですけれども、まず契約の段階で、鋭意、その分を含めまして十分に契約課とも相談をしながら詰めていきたいと考えております。

**松本(聖)委員**

ぜひとも、これは総額で1億2,960万円です。地元にとってはとても大きな金額ですよ。管財の方にも何とか方法をお願いしたいのですが、地元を優先できるような方策を考えていただきたい。このままだと地元で1億2,960万円のうちの一銭も落ちないのではないかと危惧しているわけです。小樽市の予算ですから、小樽市のために、小樽市の市民のために使われることを切に希望します。

何とかお約束していただけますか。一言だけ。

**(財政)契約管財課長**

私としましては、先ほど言いました、一般論ですけれども、あくまで、透明・公正の方法としてはそうなる。ただ、実際にそれ以外の方法について、合理的な理由がいろいろな検討の中で出てくれば、それは検討していきたいというふうに考えてございます。

**松本(聖)委員**

何とかひとつお願いしたいと最後のお願いをいたしまして、終わります。

**副委員長**

市民クラブの質疑を終結し、この際暫時休憩いたします。

休憩午後3時01分

再開午後3時25分

**委員長**

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

自民党。

-----  
**横田委員**

**学校管理規則の改定について**

教育委員会に何点かお尋ねいたします。

4定の総務常任委員会で、学校管理規則の改定につきまして、いつやるのかというようなご質問をさせていただきました。

早くやれというような趣旨だったのですが、先日の学校適配の委員会で共産党の北野委員の方から、自民党に頼まれてその管理規則を改定したのではないかというようなお話がありました。私が頼んで変わったのなら、私も相当な力があるのかなと。いやいや、全くそんなことはございませんと。各会派がそれぞれ自分の主張するところを述べて、それに基づいて、教育委員会がいろいろ動いて、結果的に管理規則が改定されたと思いますが、そのことと、頼んだということではないと思いますので、一言申し上げます。

1月15日に学校管理規則が改定されたわけですが、4定の総務常任委員会で申しあげましたけれども、管理規則を改定しても、結果的に守られなければこれは全く意味がないわけです。それで、「職員会議は校長が主宰する」という部分がつけ加えられたということですが、改定前と改定後、当然、規則等を改定したわけですから、教育委員会でも変わった後はどうなったのかなということは確認されているのかなと思いますけれども、その辺をちょっとお伺いします。

**(学教)総務課長**

ただいま、職員会議の改正後の実態ということなのですが、私の方といたしましては、まだそこまで実態はつかめておりません。

**学校教育部長**

改正前と改正後とどう変わったか、そういうご趣旨のご質問だと思います。

それで、改正前の学校管理規則の職員会議にかかわる分については、校長が校務の運営上必要がある場合に職員の見解を聞いて開く、こういう規定になってございました。この規定の中には、必ずしも校長が主宰するということと明瞭でなかった。同時に、職員会議を実施するというのも同様に明瞭にされていなかったということでございます。そこで、改正後におきましては、その部分が明瞭になったということでございます。

**横田委員**

その趣旨は十分わかりました。

現場として、例えば、我々が聞き及んでいるところでは、以前の職員会議は、数の論理といいましょうか、組合員の多数の論理で校長が押し切られてしまうというような部分が多々あったというふうに私は聞いております。現実に参加している方からも聞いておりますが、それが、今回改正された中で、校長が主宰する、中心となって取りまとめて物事を決めるという部分になったわけですから、それがどう変わったのかなという質問をしたわけです。調査されていないということですので、これ以上言ってもあれですが、ひとつ、規則を変えて、その後の結果というのは、当然、どうなったのかということは確認されるべきではないかと思っておりますので、申し添えておきます。

**日の丸・君が代に関するチラシ配布について**

松本(聖)委員の方から、望洋台のピラの関係でご質問がありました。私も、ちょっと重複しますが、何点かお尋ねいたします。

道議会の自民党議員の方からこの問題が取り上げられまして、どうなっているのかというような部分の質問があったと思います。勤務時間中にピラをまくという行為は、先ほど何かに違反するという話がありましたが、これは法的にどこの何に違反しますか。

**学校教育部長**

今回の聞いている範囲内でなかなか法的な関係等を明確にお話するのは難しいのですが、一般的な言い方をさせていただきますと、時間内にそういった行為をするというのは、地方公務員法で言うところの職員は時間中は職務に専念する義務がありますので、この関係とどうかなということが1点でございます。同時に、このことによりまして、学校に対する不信とか、そういったことが出る場合には、やはり地方公務員法で言うところの信用失墜行為との関係に対してどうかなと。一般的にはそういうことが考えられると思います。

**横田委員**

明らかに、35条の職務専念義務違反であるとは思いますが。それから、信用失墜行為ということもございしますが、さっきの話と重複しますが、調査をされているということで、次木議員の一般質問のご答弁でも、他の学校でもあるということなので調査をしているということです。

今、資料要求で上がってきております調査書というのでしょうか、実態調査をする資料が上がっておりますが、これは今配っているということですか、これで回答を求めたということでしょうか。

**教育長**

私が道教委の方に望洋台中学校のことで説明に上がりましたときに、その前の日に、道の教育委員会から小学校でもあるのではないかと電話をいただいていることがありましたので、急遽、道教委に行きました。そのときに、ちょっとわからないから全部の学校について調べてほしいという要請がありました。そして、こういう項目でどうだろうかということで、道教委で示した調査の項目が最初でございまして、調査依頼がありましたので、昨日、中学校の定例会議、そして小学校の臨時校長会議で説明をいたしました。

#### **横田委員**

昨日、これを配って、吸い上げるというようなことをお聞きしました。

この前のご答弁では、調査中ということは、当然、電話なり何とかで、どうだったのだろうという調査をなされるべきではないのかなと思いますが、そういった調査はされていないということですか。これに基づいて今やっているということによろしいですか、そういう認識で。

#### **教育長**

当然、私どもも調査すべきであると考えておりましたが、道教委の方から、道議会で教育長が調査について答弁をしたので、そのことに基づいて調査をしてほしいという依頼がございました。それで、改めて道教委の調査項目に従って全学校を調査したいとしておりますので、調査を開始し始めたという段階である、そういうふうにお答えいたしました。

#### **横田委員**

それでは、実態は何校か聞き及んではいるけれども、人数等はまだ把握していないということでしょうか。

こういった調査書もございますので、これは配布者の氏名等も全部調べるようになっております。もちろん、道教委でもこういった格好でやれということなのでしょうから、早急に調査をされて、このようなことが再発しないようにひとつよろしくご指導のほどをお願いしておきます。

#### **四六協定について**

それと、四六協定のお話もちょうとございましたが、四六は、そのままあずかり知らぬところという話がさっきございました。道教委と北教組の締結だということですが、当事者能力が市教委にはあるのだということかなと思います。

四六協定をもとにして、市教委あるいは学校団体も、いろいろな交渉だとか、組合との交渉もされていると思いますが、細かい部分はわかりませんので、四六にちょっと関連して、四六の部分で聞いてみたいのです。

この第3項の学校行事は原則として日曜・祝日には実施しないのだという項目がございます。この学校行事というのは、管理運営行為にならないのですか。

#### **（学教）総務課長**

学校行事につきましては、各学校の中で、これにつきまして、学校内の学校長がリーダーとなりまして1年間の日程を決めていく、そういう中でいろいろな行事をとり行っていく、そういうことで管理運営事項そのものに全部なるとは限らない、こういうふう考えております。

#### **教育長**

学校行事は、学習指導要領において特別活動の中に位置付けられております。そして、入学式、卒業式、学校祭、その他、運動会とか、そういうような行事も含みますけれども、教育課程の編成、実施、評価の中で学校が編成し実施すると考えております。

#### **横田委員**

管理運営に関するものも含まれているという解釈でよろしいですか。そうではないですか。後で出てきますけれども、全部が交渉事項の対象かということ、管理運営に関するものは交渉事項ではないわけですから、この3項の学校行事の中には学校の管理運営に関するものもあるという認識でいいですか。

#### **教育長**

学校行事の中で、日曜日に実施するものとして運動会というようなものがあります。しかし、そういう学校行事は原則として代休措置を伴いますので、その中で、教育課程の中で実施されるものであると思います。

しかし、校長は教育課程の実施に伴って責任を持つ立場にありますから、管理運営上、必要があれば教職員を指導することになると考えております。

**横田委員**

余りよくわからなかったのですが、結局、言いたいのは、運動会はさすがにと言うと変ですが、日曜日にやっておられるようですね。ただ、陸上記録会だとか、文化祭というのでしょうか、それから学校のいろいろな行事、それから卒業式、入学式もそうですね。それから、PTAの会合等も日曜日に行われるのですが、そういったものすべては、なかなか日曜日にやっていただいておられないのが実態だと思います。地域の人たちは、あるいは仕事を持っている方々は、当然、日曜しか出られないわけですので、そういったことがこの3項によると運動会だけという実態は、これはどうなのでしょう、他都市も全部ですか、小樽だけですか。

**(学教) 総務課長**

このことにつきましては、小樽市内におきましても、日曜日に卒業式、入学式をやる学校もございますし、例えば、学芸会云々も日曜日を実施しているという実態もございます。そして、全道的に見ましても、恐らく、この部分につきましてはばらつきがありまして、日曜日・祝日に実施しているという学校は結構な数に上るのではないかとこのように考えております。

**教育長**

この協定は、そもそもが55条の勤務条件にかかわるものとして決められたものでございまして、その中に教職員のいわゆる労働時間というものに対してある程度の保障をするということで、そういうことで4%の給与の措置もあって行われたものでございまして、学校行事を休業日に行うことについては、抑制的な考え方が働いていたものと考えます。

しかし、父母あるいは一般的に参加する行事として学校で休日開催の希望が多いので、そのときには、代休とか、そういう措置がとられます。また、部活動とかその他については、手当の問題もございまして、実施されているというのが現状でございます。

**横田委員**

我々といいましょうか、保護者としては、さっきも言いましたように、なかなか日曜日以外は出られないという人たちの方が大半だと思いますので、これは、先生に日曜日にやろうと言うことがなぜできないのかなと。毎日曜日にやるわけではありませんね。年に何回かです。そしてその代休措置もしっかりとっていただくということであれば、日曜開催というのはさほどあれではないのかと思いますが、こういったことに縛られているのかなという部分でお尋ねいたしました。

あとは、問題の11項、あるいは覚書の2で、指導主事の訪問といいましょうか、現在はこれも交渉事項となっているように伺っておりますが、これこそ管理運営に関する事項ではないでしょうか。ご見解をお伺いいたします。

**(学教) 指導室長**

これは、交渉事項というふうには私どもは考えてございません。

**横田委員**

交渉事項と考えていないけれども、実際に交渉をされておられるのではないですか、どうですか。

**(学教) 指導室長**

これにつきましては、私どもは年度当初に学校教育指導要綱という要綱を出しまして、この中で学校の指導・助言の内容について学校から要請を上げていただく、その要請に基づいて、私どもは学校の方に参りまして指導・助言に当たるといふようになっております。

**横田委員**

そういうご答弁ですので、私どもも常任委員会でこの件の部分についてさらにお伺いしようかなと思います。

報道による部分でしかわかりませんが、四六協定の破棄等々をめぐって、北教組の方では21日に始業時1時間のストライキをやるというような委員長の談話が載っておりました。当然、私が言うまでもないですが、37条でしょ

うか、地方公務員法で教職員の争議行為は禁止されているわけです。子供の教育のために先生方は一生懸命やっておられると思うのですが、学校の校則を守りなさい、あるいは社会のルールを守りなさいといっている先生方が、明らかに違法なストライキをやると公言しているわけです。みずから法律を犯そうということで、法治国家に対する挑戦かと思います。

こういうことに関して、どうでしょうか、教育長のお考えをまずお聞きしたいと思います。

#### **教育長**

四六協定の5項目につきましては、覚書を含めまして、3月20日に破棄をするということで、現在、北教組本部と道教委との間で話し合いが続けられておりますが、事実上は1回の話し合いで、その後、話し合いが開かれておりません。3月20日を目標にしてストライキを構えるというふうな姿勢を示すことで、その話し合いをもっと前進させたいという意図があったものと思いますが、3月21日早朝1時間を確定して、その行為に入るまではあくまで構えるという姿勢でございます。

しかし、ストライキが実施されれば、それは地方公務員法違反でございますので、道教委あるいは市教委であっても、厳しく警告をする事態が予想されると思います。

#### **横田委員**

現在も、道教委前では相当数の座り込みが行われているようでございます。当然、それは休みをとってやっていただいていると思いますが、21日に1時間ですから、これは賃金カットの対象にもなりますし、当然、処分の対象にもなると思います。そんなことが公然と行われぬように、教育委員会の方からもしっかりした指導をお願いいたしたいと思います。

これは矛盾ですね。子供たちが授業をできなくなるわけですから、そういうことがないように、本当に子供のために、ぜひとどまってもらうように指導をよろしくお願いします。

#### **望洋台のサッカー・ラグビー場について**

続きまして、先ほど望洋台のサッカー・ラグビー場の件のご質問がありました。後半ですから、どうしてもダブってしまうのですが、一つお聞きいたします。

3面云々というのはわかりましたが、大まかな、例えば、サッカー・ラグビー場が望洋台のどの辺にあって、観客席や何かをつくってというような、青写真まで行かないまでも、イメージがちょっとわからないのです。もちろん、そういったものはでき上がっていると思いますので、地元あるいはサッカー・ラグビーファンが楽しみにしていますので、ひとつその辺のイメージをちょっと教えていただきたいと思います。

#### **(社教) 社会体育課長**

私どもが今描いておりますものは、望洋シャンツェ周辺ということで言っておりましたけれども、具体的には望洋シャンツェを前にしまして、左側の位置を考えております。と申しますのは、この場所は比較的広い平坦地を有する、そういうことから、今のところ、この場所を想定してございます。そして、グラウンドは、その場所にそれぞれ1面当たり1万5,000平方メートルの面積を有するグラウンドを合計3面つくる予定になっております。

そうしますと、今お話がありましたように、当然、観覧席も機械・設備の関係で設置しようと。それから、当然、運営ハウスも今は大小2カ所を予定してございます。それから、駐車場関係あるいはトイレの関係もありますけれども、できるだけ望洋シャンツェ運営ハウスがある場所、そういう既存施設を有効活用する中で、工夫を凝らしながらその辺の環境整備を図っていききたい、こんなような考えであります。

#### **横田委員**

4億9,000万円だと思いましたが、これは土地取得とその他になるのか、そこの内訳をちょっと教えていただけますか。

#### **(社教) 社会体育課長**

今回、予算を4億9,000万円お願いしているということでございますが、そのうち、予算説明書にも載っておりますが、4億5,000万円を用地取得に充て、残りの4,000万円を地質等各種調査、そして実施設計に充てる、こういう考えでございます。

**横田委員**

4億5,000万円と4,000万円があると。

先ほどちょっと聞き漏らしたのですが、供用開始といいましょうか、完成がいつでしたか。3年後でしたか。

**(社教)社会体育課長**

順を追って申しますと、13年度は今の各種調査設計、そして用地取得、それから、14年度、15年度の2カ年度で造成工事を行っていききたい。そして、供用開始につきましては、目標としまして平成16年度を予定しているところでございます。

**横田委員**

そうすると、3年後までは1面も使えないということでもいいのでしょうか。

これは、1面をつくってやらせて、2面つくってというわけにはいかないのですか。3年後まで全くできないというのもちょっとどうかという気がします。

**(社教)社会体育課長**

当然、そういう考えもあるのですが、やはり、予算的なことも、ばらばらな工事になりますと非常に高くつくということもございます。ですから、一気にいこうというような考えで、最短で3年、こういうような考えであります。

**横田委員**

わかりました。

総合運動公園構想がなくなってこういった格好になりましたので、ラグビー場整備に合わせて、あの辺ももうちょっときれいな、あるいは散策路なんかもつくっていくといいましょうか、きれいなサッカー・ラグビー場になることを期待して、私の方は終わります。

**前田委員**

**ポリカーボネート食器について**

平成10年4定で私が代表質問をいたしました。その後、各会派からも質問があったわけでございますけれども、学校給食のポリカーボネートの食器です。PC食器です。この問題がクローズアップされて久しいわけでございますけれども、最近、なかなか質問をする方がいなかったわけでございます。

しかし、今年に入ってから、今の文部科学省の方の見解といいますか、調査結果といつか、分析結果が発表されたやにも聞いておるので、このことについて、まず、詳細をお知らせしていただきたいと思います。

**(学教)学校給食課長**

たしか、せんだって、文部科学省の検査結果が公表されていたやに私も見ました。具体的な内容まではちょっと把握してございませぬが、いわば検査の結果、いわゆる国の基準値といいますか、そういったものはクリアしているということで、そういう意味からいくと安全ではないかというコメントが載っていたと記憶しています。

**前田委員**

中身は、多少といつか、数字はちょっとあれですけども、溶出している。ただ、国の安全基準の中にはおさまっているから人体には影響がないやにあったのかなとも記憶しています。

そういうことであれば、私が平成10年に質問したときの答弁では、国や道の検査結果や指導に基づいて云々ということであったと思いますから、この答弁をふり返ってみると、今のように文部科学省の方から発表があったとい

うことは、事実上の安全宣言なのかなと思ったものですから聞いたのです。

そのことについては、市教委としては安全宣言として受けとめているのか、とめていないのか、その辺はどうですか。

**(学教)学校給食課長**

確かに、PC食器ばかりではなくて、いろいろなプラスチック性のものについては、国の基準というものがござります。

そういう中で、ポリカーボネートというのはいわゆる環境ホルモンが出ると。ビスフェノールAというものが溶出するという中で、国の基準は2ppmという基準を持っております。実際に、私どもも、あの問題が立ち上がったから、すぐ道の衛生試験場の方で、私どもが今実際に使っている食器の検査をいたしました。そうしたところ、衛生試験場の方では、国の基準よりもさらに1,000分の1精度高い2ppbという単位のところでは、今現在使っている私どもの食器には溶出がなかったという結果報告もいただいています。

それから、このたび、あわせて、文部科学省がやった中では、それぞれの結果が国の基準に合わせて出ていないということです。さらに、国は、その当時、厚生省の管轄になるのでしょうかけれども、プロジェクトをつくって、いわゆる内分泌攪乱化学物質といったものの調査に入りました。その中間報告では、たしか一昨年に中間報告が出ていまして、その中間報告の中には、今すぐ取りかえる必要はない、しかしながら、全く出ないということではないので、仮に食器を取りかえるような時期が来たときには何か別の食器に交換するというのがベターではないかというような中間報告がされていまして、まだ、私どもとしては、そういった調査結果、すべてあらゆる面から安全宣言が出たというふうにはとらまえてございません。

**前田委員**

説明がありましたけれども、いわんとすることは、安全宣言はまだできないと私は聞いていたのです。

そういうことになると、また以前の議論に戻ってしまうのですが、僕は、文部科学省が発表したから、市教委の方も安全宣言をしてくれるのかな、できるのかなというふうに考えたものですから質問をしたのですけれども、できないということになるとまた以前の議論に戻る。そうすると、今、PC容器が使われているものですから、疑わしきものは交換するというのが広い市民の皆さんの考え方だと思うのです。

そういうことで、交換などの予定というものはあるのか、ないのか、この辺はどうなのですか。

**(学教)学校給食課長**

実を申しますと、そういった要望を受けまして、私どもは、次の食器の素材は何がいいかということで、いろいろな角度から、いろいろな関係団体ともお話し合いを進めながら今まで経過が至ったわけです。やはり、取りかえるとすれば、俗称・瀬戸物と申しますが、今は強化磁器ということで、多少強度を増した瀬戸物の食器が出ている。そのほかに、環境ホルモンが出ないようなプラスチック製の食器も業者はいち早く取り込んでいろいろやっているので、やはり、プラスチックはプラスチックということなもので、あるいは、そういった角度から、要望としてはぜひ強化磁器に取りかえていただきたいというような要望が圧倒的に強いわけです。

そういうことを踏まえて、実は平成13年度に若干の強化磁器を購入いたしまして、そこら辺の試行と申しましうか、1回試してみまして、いろいろな壊れぐあいですとか、重さですとか、いろいろなものを情報として得たいと思って、そういうことで、若干、食器を買うべく二、三検討はしていきたいと。

**前田委員**

平成13年度の予算の中で、食器を、全部ではないけれども、一部交換したいということだと思います。いずれにしましても、市民がいろいろと不安、危惧を抱いている問題のPC食器でございますから、13年度の結果を踏まえて、速やかに全食器を交換していただけますようお願いをさせていただきます。

**中村委員**

**臨時小・中学校長会について**

1月30日火曜日です。この日、臨時小・中学校長会が開催される予定だったというふうに聞いておりますが、それが流会になったというふうに聞いております。これは事実でしょうか。

**(学教) 総務課長**

これにつきましては、確かに実施はできませんでした。

**中村委員**

その理由は、実は、このときは会場でピケを張られていた、そういうふうに聞いております。この事実、実際にそういうことがあったのかどうか、そのピケを張った人というのはどういう人たちだったのか。

それから、小・中学校長会に、教育委員会の方からだれが出席する予定だったのでしょうか。そして、そのときに現場にいたのかどうか、そして、そういう事実があったということをそういう方々が確認したのかどうか、ちょっとお聞かせください。

**(学教) 総務課長**

それにつきましては、1月30日、当初9時半ころから臨時校長会を予定しておりましたけれども、その中で、北教組の組合員による説得活動といいますか、校長先生が中に入らないようにという説得活動に各学校の方から来ていた。そして、私どもの方からは、教育長を初め、部長、私、それから指導室長その他、そういうことで出席する予定でおりました。その結果、入り口での混乱は避けたいという気持ちがありましたので、校長会を中止したということでございます。

**中村委員**

その校長会の目的といいますか、それはどういうことでやろうとしたのですか。

**(学教) 指導室長**

これは、道教委の方で要綱がありまして、局の方で所管しております研修事業にかかわっているいろいろとお話しさせていただくという予定でおりました。

**中村委員**

そういうピケを張った人たちというのは教員だったのですね。

それで、その時間帯に、その方々がその現場でそういう行動ができたというのは、どういう手続でその場にいられたのかなと思うのですけれども、その辺はどうですか、掌握していますか。

**(学教) 総務課長**

それにつきましては、各学校長に何件か聞いてみましたところ、それぞれ年休をとっているということなので、仕方がないかなと。

**中村委員**

その現場にいた全員の分を確認しましたか、漏れなく。

**学校教育部長**

ピケということでございますけれども、実は、私どもはこの1月30日に青少年センターで臨時の小・中校長会を開催するというので、各校長にご案内を差し上げました。それで、その定刻の時間帯に、教員と思われるような人が青少年センターの前に数人から十数人単位でありまして、校長がその会場に、私はその現場に行って確認はしていないのですけれども、ちょうど私の部屋の窓から見えるものですから、窓から見ていた状況でいきますと、校長が入れないような状況になっていると我々は受けとめました。そういうことで、このまま校長会を開催すると、けがをされたら困る、あるいは、物理的な抵抗に遭って正常な校長会の開催ができなかったら困る、そういう判断のもとで流会にしたということで、ピケを張ったかどうか、私は現場に行ってございませんので、その確認は行っ

ておりません。

**中村委員**

そのときに、一般の市民が見ていますね。そういう情報も入ってきています。そういうことで、妨害されたわけですね、これは事実ですね、開催が妨害されたと。

それから、2月6日、これは9時半からやはり稲穂小学校で2月の定例の校長会があったと聞いています。このときにもやはり同じようなことがありましたか。

**学校教育部長**

2月6日の件でございますけれども、私どもがその時間帯に間に合うべく教育委員会を出まして、これは稲穂小学校でやる予定だったのですけれども、稲穂小学校の100メートル手前でもって、知り合いの教職員の方とお会いをいたしました。私はその学校のところに行っていなかったものですから、その確認はしていないのですけれども、稲穂小学校の前にそういう集団がいたということは聞きました。

**中村委員**

1月30日と2月6日は、その現場をはっきり見ている方がそこにいらっしゃいますか。

**(学教) 総務課長**

私は、1月30日は現場におりました。それから、2月6日につきましては、着いたときにはほぼ解散状態でいなかったという状況でございます。

**中村委員**

さっき年次休暇をとっているというお話がありましたね。それは正確に確認されたのですか。

**(学教) 総務課長**

各学校長に、そういうことで年休で出ているだろうかということを確認しましたら、年休で出ております、年休をとっておりますという話でございますので、間違いないと思います。

**中村委員**

年次休暇のことですけれども、これは、父母からの情報だとか、それから市民からの声もあるのですが、学校長が年休指導をしているにもかかわらず、勤務時間内に公然と職場放棄をしている。言葉が悪いかもしれませんが、顔パスで組合活動をしている。道議会では、何か、鉛筆年休という言葉があるそうですけれども、こういったことが本当に行われているかどうか。長い間、小樽では慣行となって、まさにあしき慣行だというふうに思いますけれども、こういった事実が実際にあるのだと。これはどうですか、掌握していますか。

**(学教) 総務課長**

それにつきましては、慣行、慣例というお話なのですけれども、その実態については、校長先生の方から、時間内に職場を離脱して大変困っているという話は、今のところ、そういう話が聞こえなくもないのですけれども、それほど大きい声ではないと。

**中村委員**

それが事実だとすれば、大変なことだと思うのですね。これがもし事実だとすれば、どういう法に抵触しますか。

**(学教) 総務課長**

それにつきましては、先ほどちょっとお話が出たのですけれども、勤務時間中に勤務場所を離れるということになりますと、職務専念義務違反ということには、当然、抵触してくるだろうというふうに思います。

**中村委員**

特に、これも情報ですけれども、組合の活動をされた中に執行委員という方がいらっしゃるのだそうですね。17名いるのです。この人たちは、毎日、用事があっても、なくても、市内の花園のあるところに集まるというのですよ、音もなく。そういう話も聞きました。情報が入っています。これはどうですか、掌握していますか。

**(学教) 総務課長**

それについては承知しておりません。

**中村委員**

先ほどの望洋台の件もあります。道議会でも、教育長がこのことを精査するというふうに答弁していました。それから、今、文部科学省の調査も行われております。同じように、この件について、全校一斉に精査してほしいと言いたいところです。

言いたいところですが、まずは、校長会を通じて、こういうことがもしあるとすれば厳重に対処していただきたい。そういう指導の用意がありますか、どうですか。

**学校教育部長**

確かに、ご指摘のことが時間内において行われていると、大変な問題だろうというふうに思っております。このことにつきましては、時間内は与えられた職務を忠実に遂行すべきであるというふうに考えますので、校長会を通じて指導してまいりたい、このように考えております。

**中村委員**

この問題に関しては、この後も続けていきます。

ワッペン闘争ということをやっている学校もあるというふうに聞いております。学校名も聞いています。このワッペン闘争というのも、恐らく違法行為になるのではないですか。そういう事実もあるのだという情報が入っています。

そういうことも含めて厳重に対処してほしい、校長会を通じての指導をしっかりとってほしいというふうに思います。

**委員長**

自民党の質疑を終結し、共産党に移します。

-----  
**新谷委員**

**放課後児童クラブについて**

現在開設している学校で、新年度の申込みで定員を超えている学校はありますか。

**(社教) 社会教育課長**

平成13年度の入会の申込みについてですけれども、私どもは、2月中旬ぐらいから新年度の申込みを開始いたしまして、3月1日で締め切りました。その中で、現在まとめをしているところですのでけれども、定員の30名を超えているという学校は、高島小学校と幸小学校と桜小学校の3校でございます。

**新谷委員**

それぞれ何人で、また、増えた理由はどういうふうにお考えですか。

**(社教) 社会教育課長**

高島小学校につきましては、38名ということで8名オーバー、それから、幸小学校は45名ということで15名のオーバー、桜小学校は37名で、7名増と。

増えた理由についてですけれども、入会を希望する方の詳しい調査というのはちょっとしていませんので詳しくはわかりませんが、入学する児童の方というのは決して増えておりませんので、やはり、長引く景気の低迷というか、そういうものから来るところのお母さん方の勤労、働くお母さん方が増えてきているというのが原因なのではないか、このように感じてございます。

**新谷委員**

高島、桜、幸のそれぞれの受入れの見込みはどうですか。

**(社教)社会教育課長**

実は、高島と桜につきましては、今回初めてこのような状況になったわけではなく、平成11年、平成12年にちょっと定員をオーバーすることがありまして、そんな中で、なかなか学校に一つ教室を確保することができない、そういうことから、上級生であります3年生の方から、お母さん方に理由をお話をしてご辞退いただいたといいますが、そのような状況で来ております経過もございました。そんな中で、何とか教室を一つ確保していただきたいというようなことを考えていたのですけれども、なかなかそういうことがうまくいなくて、本日に至っているということなのです。

今回、またこのような状況になったということで、特に幸小学校につきましては、今までは30人以内の定員におさまっていたのが、一気に45人にもなったということもありまして、改めまして、直接、学校の方に伺いまして、放課後児童クラブの応募の状況をお話しして、何とか工夫をして教室を一つ確保してもらえないかというようなことで、教頭先生を通じて今お願いをしているところでございます。

そういう意味で、協力をさせていただけるようなことに期待をしているという状況です。

**新谷委員**

それでは、いつごろまでにめどがつくということは予測はまだできないのですね。

**(社教)社会教育課長**

学校の方から、いつまでに検討して返事をするというようなことはちょっと聞いておりませんが、ただ、そんなに長くはかからないのではないかと思います。それで、もし学校の方にそういうご協力をいただけて、確保ができるということであれば、新年度には間に合わないかもしれませんが、あるいは、そういうふうになったときに、細部の関係で協議が必要ですが、私たちとしては、できるだけ早い時期に全員を受け入れるような形でやっていきたいなというふうに思っております。

ただ、どうしても学校にそういう教室を確保できないということになりましたら、これは学校外の方でやらなければならないになりますから、そうなりますと、その学校の近くに40人、50人という人を置いて、指導に行って、クラブを運営していくような場を確保できるかどうかということは非常に難しいのかなど、このように考えています。

**新谷委員**

学童保育は児童福祉法で法制化されまして、おおむね10歳未満の児童を、希望する場合は行かせられるというようなことなのです。そうなりますと、社会教育だけではなくて、施設とかを探すとすると、福祉とか市民部、そちらの方との連携も必要となりますね。施設を探す場合、学校でどうしても空き教室がない場合に、このまま希望をだめにするというのではなくて、ほかの課とも連携して探していかなければならないと思うのです。その辺はどうですか。

**(社教)社会教育課長**

どうしても学校で教室を確保できないということになれば、当然、私たちだけでは限度がありますので、関係する部局の方にもご協力をいただくような形の中で対応を考えていきたい、こういうふうに思います。

**新谷委員**

それから、来年から学校5日制になります。今は、土曜日に学童保育をしているところは量徳小学校だけだと聞いているのですけれども、今後、増やしていく計画はありますか。

**(社教)社会教育課長**

この問題につきましては、今おっしゃられたように、平成14年度から学校が完全週5日制になるということで、それに伴って、国の全国子どもプランの関係の新たな事業を取り入れたり、あるいは、既存の事業をどう学校5日制に対応させていくかという見直しを今年度にやろうと思っています。ですから、その中に放課後児童クラブの土曜日の、今までは第2、第4ですけれども、今度は完全になりますので、それもどうするかということも含めて、

この1年間検討して、結論を出したいというふうに思います。

**新谷委員**

学童保育のことはこれで終わりますけれども、できるだけ早く希望の方が入れるように努力していただきたいと  
思います。

**総合体育館の使用料について**

次に、総合体育館の使用料についてお尋ねします。小・中学生の利用者数は年間どのくらいですか。

**(社教)総合体育館長**

総合体育館の個人の有料の年間利用者数ですが、平成11年度の2月末で、小・中学生につきましては6,041名、  
高校生については3,527名、一般については2万4,808名、合計で3万4,376名です。12年度の2月末ですが、小  
・中学生が6,826名、高校生が3,867名、一般が2万4,066名、合計で3万4,759名です。

**新谷委員**

小・中学生に限ってお伺いしますが、第2、第4土曜日は今は利用料が無料ですね。それで、第2、第4  
土曜日とそのほかの第1、第3、あるいは第5土曜日の利用者数の比較をお知らせください。その場合、団体貸切  
りのときには借りられないので、それ以外の月の比較をお願いいたします。

**(社教)総合体育館長**

平成12年度の2月末で、いわゆる小・中学生の曜日別の利用状況でございますが、第1、第3土曜日が2,018名、  
日曜日が1,961名、平日が3,347名、合計で6,826名、それから、第2、第4が1,109名でございます。

**新谷委員**

よくわからなかったのですけれども、第2、第4土曜日とそのほかの土曜日の比較を聞いたのです。

**(社教)総合体育館長**

12年度の集計の中で、例えば4月の第1、第3の合計が267名でございます。それに対しまして、第2、第4が  
198名、5月の場合ですと第1、第3が191名、第2、第4が213名、6月の場合ですと第1、第3が113名、第  
2、第4が198名ということになります。合計いたしまして、第1、第3が1,109名、第2、第4土曜日の利用者  
が2,018名でございます。

**新谷委員**

数字が違っているように思ったのですけれども、いずれにしても、第2、第4土曜日はよく使われていると  
いうことがわかりました。

それで、その第2、第4土曜日を無料にした理由というのはどういうことでしたか。

**(社教)総合体育館長**

平成4年度の学校週5日制の実施によりまして、この趣旨に沿うように総合体育館の小学生の使用料を減免した  
ものでございます。

**新谷委員**

来年は学校完全5日制になります。それに向けて、体育館としては第2、第4だけではなくて、全部の土曜日を  
無料にするという考えはないですか。

**社会教育部長**

体育館の使用料の関係でございますけれども、実は、今、委員からお話がありますように、平成14年が完全学  
校5日制という形の実施の年度になりまして、市教委の中で、それに向けまして、今は使用料のご質問がありまし  
たが、全体として、先ほど社会教育課長からも出ましたけれども、子どもプランというものを、小樽の子供の、完  
全学校5日制度を踏まえてどういった事業を新たにつくり上げるのかと。土曜日の休みについて子供たちにいろ  
んな体験をしていただく、あるいは、親子でいろいろな事業なりボランティアに参画をしていただく、こんなよう

な計画を、今、官と民の抱き合わせで協議会をつくりまして、その辺のところを13年度の中で策定しようと、これが一つあります。

その中で、いろいろな検討項目があるのですが、実は今の使用料の問題についても、その中で一応ご議論をいただきまして一つの方向性を見出していきたいなと思っています。

**新谷委員**

それで、現在の全道主要都市で使用料無料のところがありますね。どこどこですか。

**(社教)総合体育館長**

現在、使用料を無料にしている市ですが、札幌市、旭川市、苫小牧市です。ちなみに、第2、第4のみを無料にしているのが、室蘭、江別、小樽ということです。

**新谷委員**

深川市も今年の5月から無料にすることになりましたね。

それで、第2、第4土曜日は、子供たちがお金がかからないということでも喜んで行っているのです。スポーツをするということは、健全な精神を養うということにもつながっていくと思うのです。それで、体育館の果たす役割というのは大きいと思うのですが、子供たちがスポーツに親しむという点でも、他市に倣って無料にすべきだというふうに考えますけれども、今年度はいかがですか。

**社会教育部長**

先ほどもちょっとお話をさせていただきましたが、完全学校5日制に向けまして、今いろいろな検討を進めてございます。それから、今までもいろいろな形で減免措置、活動に配慮したいろいろな取組も実績として相当ございます。その中で、来年度に向けて使用料をどのようにするか、あるいは、どのような事業に取り組んでいくか、総合的に検討をしていかなければならない、あるいは、民間の関係者のご意見も聞いていかなければならない、こういったことがあります。使用料という問題になりますと、教育委員会だけではなくて、市全体の中で児童・生徒の受入れについてどうやっていくか、こういった全庁的な問題もございますので、大変あれなのですけれども、今こうする、ああするということはちょっと言えませんので、ご理解をいただきたい、このように思っております。

**新谷委員**

今、全庁的な検討とおっしゃいましたけれども、個人利用の場合は、今年の予算を見ると当日券が35万円ですね。それから、回数券で5万円ということで40万円なのです。それで、この40万円というお金は、財政にお聞きしますけれども、やりくりできるお金ではないのですか。

**(財政)財政課長**

40万円という金額自体から申しますと、私どもの財政規模から言って決して大きくないというのは確かにそのとおりかと思えます。ただ、使用料をどういただくかという問題は、そういう観点とはまた違う問題もございまして、毎年度の予算編成とか、その中で総合的に判断していくことかなと考えます。

**新谷委員**

再度、要望しますけれども、全道各地でも無料のところが増えてきていますし、先ほども言いましたけれども、子供たちの健全育成という点からぜひ検討していただきたいと思えます。

**学校給食配膳員について**

それから次に、資料をいただきました学校給食配膳員のことでお聞きします。

この資料をいただきましたが、配膳員の勤務時間というのは今は何時から何時までですか。

**(学教)学校給食課長**

配膳員の勤務時間は、11時から午後の2時まで、ただし、一部、10時半から1時半という形態でございます。

**新谷委員**

10時半から1時半というのはどういうことですか。

**(学教) 学校給食課長**

実は、私どもの方から給食が提供されていきます。その間は、全部同じ時間に到着するわけではございませんので、やはり、その学校、あるいは給食が着く時間、あるいは回収の時間に若干差がある、その方がなお効率がいいということでこういう勤務時間帯になっております。

**新谷委員**

この資料を見てみますと、今、学級数で配置されていますね。

ところが、菁園中学を見ますと、209人プラス、これは特殊学級が入っていませんね。足したら215人ですか。それだけの人数ですね。ここでは、学級数が12ですから、配膳員が2人というふうになっています。ところが、多いところでは、朝里中学校が373人、それから桜町も339人、それから2人のところでも315人ですね。朝里小学校を2人で割ったらね。もう一方、少ないところでは51名ですから、物すごく差があるのです。

私も実際に行って見てきました。それで、給食が着くのが大体12時近くで、それから急いで配膳をして、また終わって後片づけをするのに時間がかかって、なかなか時間内にお掃除したりするということができないですね。こういう実態はご存じですね。

**(学教) 学校給食課長**

確かに、委員がご指摘のとおり、各学校は児童・生徒数あるいは学級数がまちまちでございます。しかしながら、一定の基準ごとに配置してございますので、その差は当然出てくるだろうと。したがって、私どもも、その差について、大変な学校と大変でない学校ということでの差はあるのではないかという認識はしております。

**新谷委員**

それで、その時間内でお掃除ができないというか、0-157だとか、衛生上の問題点というのがあります。ですから、個人の能力ではなくて、この時間の中でこれだけ多い子供たちに、例えば、牛乳をすごく残すのです。その残したものを片づけるだけでも結構時間がかかって、時間内で終われないという問題があるのです。

ですから、学級数ではなくて、人数で配置基準を変えるべきだと思うのですけれども、いかがですか。

**(学教) 総務課長**

この配置基準につきましては、市の職員団体、それから嘱託の連絡協議会、組合なのですが、そちらの方と協議の上で決めた基準なわけです。今、こちらの方で検討はできるとは思うのですが、今すぐそのようにやりますという形では言えないものですから、そのようにご理解をいただきたいと思います。検討は可能だと思います。

あと、配置基準のほかに、今ご指摘のような状況であれば、勤務時間そのものの帯を、最初の時間帯を少し遅くしてやれば業務としてはこなしていくことが可能になる可能性はあるということで、勤務実態を見ながらやっていくような検討ができないだろうか、それも含めて検討していきたいと考えております。

**新谷委員**

ぜひ前向きな検討をお願いいたします。決して個人の能力だけに責任を負わせてほしくないと思います。

**サッカーくじについて**

次に、サッカーくじについてなのですが、3月3日から販売されました。小樽の6カ所で販売されていますけれども、サッカーくじの実態はどうですか。実態を押さえていますか。

**(社教) 社会体育課長**

ただいまのサッカーくじは、正式にはスポーツ振興くじということでありますので、私の方から答弁させていただきます。

今、市内で6カ所、今月の3日から本格販売しているということでございまして、実は私も買い求めた1人です。やはり、みずから振興させる立場です。

6カ所のうち、JOMOのガソリンスタンドは4カ所ございます。それから、auショップ花園店、国道沿いです。それから、ビブレ2階のインフォメーション、この6カ所です。

私は、3日に参りまして、少し遠くから状況を眺めておりました。そういった中では、非常に適切な対面販売を行っているなど感心いたしておりました。相当待たされた時間帯もありまして、その分じっくり見る事ができまして、そういうような状況は私自身見ております。

**新谷委員**

私も3月4日にビブレへ行って見てまいりました。そこは身分証明書を提示させているということで、やや安心かなというふうには見ていたのですが、また、昨日、別のところに行きましたら、だんだんなれてきたせいか、券を渡して、お金を払ってから身分証明書を見せてもらっているのです。ですから、何というか、なれてきたときが怖いので、うっかり証明書を見せてもらうのを忘れたとか、あるいは、悪く考えて身分証明書を偽造するという事も考えられないわけではないですね。ですから、そういうときの周りというか、そういうような体制というのはとられているのですか。

**(社教)社会体育課長**

今回のスポーツ振興くじの発売元であります日本体育学校健康センターから私もパンフをもらった程度なのでございますけれども、この中には、発売元の責任という一環で、チェック体制を随分とってきている、このようなことも書かれております。覆面購入者を配置して、そして実際に本来のお客さんに扮して対応をチェックする。それからもう一つは、これは今後行われるという話なのですが、販売元の監督者を配置しまして、そして巡回パトロールも行っていく、このような形で対面販売の適切な形態をとっていきたい、このようなことが書かれております。

**新谷委員**

そもそもこのサッカーくじは、スポーツをギャンブルにゆがめて青少年に悪影響を与えるものだというふうに思うのです。それで、私たちは反対してきたのですが、実際にくじ販売に当たっては心配している市民が多いのです。

教育長にお聞きしますが、サッカーくじには私は反対だとおっしゃっていたということを前に聞いているのですが、そうですか。

**教育長**

以前から反対しております。

**新谷委員**

小学生が19歳以上に見られるということは余りないかもしれませんが、最近の中学生は体格もいいですし、間違われることも多いと思います。家庭や学校に、サッカーくじに対しては十分気をつけるように、そういう指導をすべきだと思うのですが、いかがですか。

**(学教)指導室長**

今後、各学校で子供たちの様子がだんだんわかってくると思いますので、市P連の方とも連携をとりながら、保護者に十分そういう面の啓蒙・啓発するようにお話を申し上げたいと思います。

**北野委員**

予定している質問の前に、若干指摘しておきたいことがあります。

今の社会体育課長の答弁は不謹慎だと思います。サッカーくじについては、名目はスポーツ振興ということで立ち上げたけれども、これについては、教育関係者を含めて、物すごい反対があるのですから、これを「買いました」などと言うのは不謹慎きわまりないのです。

それから、もう一つは、教育長にお尋ねしますが、このサッカーくじについては、今、新谷委員が指摘したとお

り、身分証明書の提出を求めるとはなっているけれども、それがきちっと保障されるということは非常に不透明な点があるのです。しかも、生徒の指導ということにもかかわるわけですから、これが社会体育の方で窓口になって、生徒全体あるいは父母との連携を図れるというふうに考えているのか、サッカーくじに対応する教育委員会の体制をお伺いしたい。

#### **教育長**

サッカーくじは、やはり子供に対する影響が考えられますので、PTAなどと連絡をしまして、お父さん、お母さん方は、ビブレを含め、そのような販売箇所の前を通ると思いますので、お父さん、お母さんと学校との連絡についてPTAの会合などを通じて啓蒙し、私たちも、極力、指導室なども含めて対応を深めていきたい、そう思っております。

#### **北野委員**

これは新たな問題ですから、教育委員会ばかりでなく、市の必要な部門も検討していただいて、対策について機構としても確立していただきたいということを要望しておきます。

#### **望洋台中学校にかかわる新聞報道について**

それから、本日資料として提出されたいわゆる望洋台中学校にかかわる新聞報道で、教育を考える地域集会案内状の配布についての実態調査というものがなされました。この実態調査が校長に届けられるに至った経過を説明してください。

#### **(学教) 総務課長**

このことにつきましては、3月5日、これは望洋台中学校の保護者の方から市教委、学校長の方に抗議の電話がありまして、それで初めてわかったということでございます。

それから、その後、市教委から、私の方から保護者の方にも連絡を入れまして、確認をいたしました。どういう状況であったのかということをお聞きしまして、そういうことで、校長先生の方とも相談しまして、学校でどういう対応をとるのかということも確認して、そして、保護者の方と連絡をとって、次の日以降、文書の回収だとか、学校長としてもおわびを申し上げたいということで保護者の方に文書を出しております。

それと同時に、各学校長の方との対応をどうするかという部分もございまして、8日に、一昨日ですけれども、定例の中学校長会、その至る経過は先ほど教育長の方からお話したのですが、定例の中学校長会で調査書を配付した、そして、臨時の小学校長会でこの調査書をお渡ししたということで、調査をお願いしたという経過でございます。

#### **北野委員**

課長は答弁しませんでした。教育長が再三おっしゃっているように、道教委から調査の照会があったからこの調査が行われたのでしょうか、動機は。先ほどのやりとりでも、教育長は道教委から照会されたと同じ内容を各校長にこういう形で配ったということなのですから、最大の動機は道教委からの依頼ではないですか。

#### **学校教育部長**

道教委から調査があって、校長会にこの用紙を配りました。

#### **北野委員**

課長がおっしゃったように、市教委の判断でこの問題の調査を自主的に開始されたということと、道教委が調査の依頼をしたということとはやはり別な問題です。

そこで、お尋ねしますが、市教委自身は道教委の言いなりでないと思いますから、みずからの判断でこれはおやりになったと思うので、今回の望洋台中学校の生徒を通じての集会場案内をどのようにして行われたか調査するのに、なぜ平成10年度まで3年さかのぼって調査することになったのですか。

#### **学校教育部長**

これは、道教委の方から、過去にこういった事実があるのか、ないのか、調査をしてほしい、こういう依頼がございましたので、校長会にそういった調査をお願いした、こういうことでございます。

**教育長**

地域会議で、次木委員の方から、こういうことが日常茶飯事で行われていたのではないかとのご指摘がありましたので、過去の調査をすることに決意したものです。

**北野委員**

そうすると、道教委から言われたから右に倣えしたのではなくて、市教委自身の判断も働いたというふうに理解してよろしいですね。

それでは、伺いますが、次木議員の質問を受けてそうおっしゃった。道教委の依頼もあるけれども、そういう面もあったと。

しかし、なぜ、生徒の手を通じて教職員がこの種のピラを配るのはふさわしくないと。私もそれについては同意するものではありません。しかし、なぜ今回の調査が、この冒頭に書かれているように、国旗・国歌にかかわるものだけに限ったのか。

**教育長**

今回報道されましたのは望洋台中学校ですが、その地域集会のテーマが国旗・国歌にかかわることであったということで、そういうふう限定して調査しようとしたものであります。

**北野委員**

それからもう一つは、校長がこれを調査して市教委に提出するという手順になるわけですね。この調査の項目の中で、一番最後のページです。チラシ配布行為自体についての是非の認識について、これは、国旗・国歌にかかわるチラシの生徒を通じての配布ということに限っての調査ですか。

**教育長**

これは、校長会で私が説明いたしましたのは、学校で校長の知らないうちに文書が配布されていたということはやはり重大であるので、そういうことに気づいて十分注意をしてほしいと。ですから、それを後で知ったということであっても、自分でどういうふう考えているか、そのことをお書きいただきたい、そういうふう考えております。

**北野委員**

教育長の答弁を聞いても、これは、学校長の思想調査に及ぶ危険があるのです。このことは、現場で実際に調査に当たる校長が板挟みになると思うのです。校長の良心を苦しめる、そういう危険もあるということをご指摘しておきます。

次に、市教委が、道教委からの依頼、あるいは次木委員の一般質問での要請ということがあったにしても、今、3月15日に中学校の卒業式、17日以降には相次いで小学校の卒業式が予定されております。こういう時期にこういう調査を依頼すること自体の影響については考えませんでしたか。

**教育長**

道教委の依頼は、道教育長が道議会において発言した、至急調査をいたしたいというところを受けて調査依頼があったものであります。

ただ、ご指摘のとおり、現在、卒業式をめぐりまして校長と教職員のいろいろな話し合いが行われている最中で、私は、その調査の中に先生個人の名前を特定してほしいという項目がありますので、正確を期さなければいけないということで、早急な拙速の調査は難しいと考えております。そういうことで、正確な調査ということで時間をいただいて結果をまとめたいと考えております。

**北野委員**

私は、今、学校では、中学校でも小学校でも、子供たちにとっては一生に一度の晴れがましい行事を成功させようということでさまざまな努力がなされているときです。そのときに、道教委の方は、今度の議会が開かれている最中に返答しなければならないという動機から、小樽市にこういうものを新たに送りつけてきているのです。そういうものが今の時期に学校長に配られたわけです。一体どういうことになるか。

ご承知のように、国旗・国歌をめぐるは、真っ向から意見が分かれています。これをもちに学校現場に持ち込んでいったらどういう事態を引き起こすかということを、教育委員会はお考えになりませんでしたか。

それともう一つは、教育長の判断でおやりになったのか、それとも、臨時の教育委員会を開いてこういうことを、市教委が独自に、内容は道教委の持っていることを全部網羅しているみたいですが、単独でやったのか、それとも教育委員会に相談しておやりになったのか、お答えください。

#### **教育長**

今回の望洋台中学校の読売新聞、新聞社の名前を出してしまいました、あるいは、ほかの報道紙の報道がありまして、すぐに教育委員長と相談をいたしまして、このことについて調査をするようにということでお話を承っており、各教育委員にも連絡をしております。臨時の教育委員会は開いておりますせんが、教育委員の了解のもとに私も仕事を進めております。

#### **北野委員**

生徒を通じてこの種のピラを父母に届けるやり方がどうかということは、これは結論ははっきりしているのです。そのよしあしはここで判断を下すべきものではないと思うのですが、今回の集会の参加者、このことに関係なく、国旗・国歌の問題は何だろうということで集まった方々に共通しているのは、子供の一生に一度の晴れがましい行事、これを混乱させてほしくない、こういう切実な声が出されているのです。だから、そういう学校現場に、新たな混乱を引き起こしかねないような文書を今の時期に配ったということは私は適切ではないと思いますが、いかがでしょうか。

#### **教育長**

地域集会の大会、あるいはそこでお話、あるいは議論を交わされるということについて、私どもは何も言及しておりません。それで、児童・生徒の手を通じてということで大変危険なことを私は意識しているので、そのことで教育委員にもお話しし、調査をいたしたいということなので、ご理解をいただきたいと思います。

#### **北野委員**

教育長は、議会に対して、再三、国旗・国歌の掲揚、斉唱については学習指導要領に基づいて指導してまいりたいと。校長会を通じてですね。そういうことは再三答弁なさっています。あわせて、しかし、学校現場に混乱をもたらさないように最大の配慮をしていただきたいということもつけ加えていますが、その基本的立場は今でも変わりありませんか。

#### **教育長**

国旗・国歌の問題については、まず通常の教育課程の中で各教科で指導されるべきこと、そして、儀式においては、校長が教職員の理解を深めて学習指導要領によって実施すること、そのときには、整然とした式を期待したい、混乱を避けていただく、教育委員会としては職務命令を出す意思がないこと、そういう意味で、国旗・国歌の掲揚率、斉唱率が上がるよう期待している、そういう指導をいたしております。

#### **北野委員**

この調査依頼の中で、配布者の氏名、年齢を記入せよというふうになっています。一般的に言えば、ざっくり言えば、学校でこういうことで音頭をとるのは組合の分会長なのです。組合の役員なのです。そんなことは百も承知です。全然役員でない一般の組合員がそんなことをやるわけではないのです。だから、調査すれば特定されるのです。こういう調査をするということは、やはり、組合活動そのものに対する影響が非常に大だというふうに思

うのです。そういうことはお考えになっていませんか。

#### 教育長

組合に対する影響はやはり無視できないと思いますけれども、児童・生徒の手を通して実施されたということはどうしても許すわけにはいかない、そういうふうを考えておりまして、厳正に調査を実施したい。

しかし、そのためには、正確を期してまいりますので、わからないという回答であれば、それ以上の追及はできない、そう考えております。

#### 北野委員

この発端となった道議会での自民党議員の質問、この中で、はっきり小樽市立望洋台中学校で担任の教師などが日の丸・君が代を考える、議事録どおり言いますよ。「北教組小樽市支部の集会案内チラシを学校内で全校生徒に配っていたことが報道されている」というくだりから始まっているのです。そして、再質問でも、「北教組小樽市支部の行動について」ということで地公法の条項を挙げて聞いているのです。それに対して、道教委が調査をして早急に返事をいたしたい、こういうことになっているのです。だから、自民党の道会議員が地域の名前、学校を特定して聞いているのです。それなのに、なぜ小樽市全体の学校長に対する調査を行うのか、しかも、過去にさかのぼって行われたということについては、私は、この機会に、さまざまな組合活動や、あるいは、道教委の意図するところをすべての学校に徹底するという圧力の一環としてやったのではないかという疑いがあるのです。

その点についてはどう考えますか。

#### 教育長

望洋台中学校担任教師というのは、報道紙紙面によってそのように質問されたものと理解しております。

それから、当日報道された日の夜に、道の教育委員から私の方に電話がありまして、小学校のお父さん、お母さんの方から、小樽市内でほかにあるようだよと。私は愕然としましたが、そういうようなことがあって、私は望洋台中学校1校だけだろうと、そう思っていたのですけれども、そういうふうに書かれておりましたので、全学校の調査をしなければいけないと、そのときに自分で考えたわけでございます。

#### 北野委員

教育長は大変優等生の答弁を毎回繰り返すのですけれども、率直なところを伺いますが、名前が特定されている学校、あるいは、教育長のところに道教委から電話があって、どこの学校かということ、私は承知していますよ。どの学校のどこのだれと。私どもも情報を手にしていますから。道教委や市教委に情報が提供された学校はほんの少しではないですか。そのほかに、教職員がそれぞれの父母を訪ねて、手渡しでやっているところもあるのです。生徒を通じないで。そういう事実も承知しているはずなのです。何回もそういうことを繰り返している学校だってあるわけですから。それにもかかわらず、言葉は悪いけれども、この際、みそもくそも一緒に、全部配って自粛させるというやり方は果たして適切なのかという疑問は払拭できません。お答えください。

#### 教育長

先生方がどのように手渡されたかわかりませんが、私たちは、当面、児童・生徒の手を通して渡されたということに深い、何と申しますか、これは大変なことだなということがありますので、全校を対象に調査しなければその事実はわかりませんので、そういうふうに対処を考えていたので、ご理解をいただきたいと思っております。

#### 北野委員

教育委員会には、日常的に、小樽の市立小・中学校の情報というのは集まっているのです。知らないなどということは私は認めませんよ。そんなことで学校の指導監督に当たれるわけではないのです。だから、どの学校がどうしているかなどということは知っている。百も承知なのです。

それで、道教委の方も極めて市教委と歩調を合わせているのです。調査の必要のない学校まで巻き込む。団体も特定され、学校も特定されているのだから、道教委が北教組本部に対して、当該のところと話し合って調査すると

いうことをやればいいではないですか。さっき前田委員がおっしゃいました。電話で聞き取りをすればいいのではないかと。何ほでもできるわけでしょう。なぜ、麗々しくこんなことをやるのですか。納得できませんね。

**教育長**

電話での応答というのは、私は確実に期すわけにはいかない、そういうふうに考えます。

**北野委員**

そうであれば、これと同じ趣旨のメモを学校に送って回答していただくということだけでいいではないですか。教育委員会が承知している、教師が父母に直接、教育長が言うように、生徒の手を煩わせるのはとんでもない話なので、そういうことでなくて、直接訪ねている、そういう事実だってあなたのところに情報として入っているでしょう。そういう学校までなぜ範囲を広げるのですか。おかしいでしょう。

しかも、先ほど指摘したように、今、学校で一番大事な行事を控えているときに、校長が良心の痛む調査をしなければならないということを強制するので、あなた方は、学校現場にだれが混乱を持ち込んでいるのですか。適切な方法で、あなた方の心配する調査は幾らでもできるのですよ。いかがですか。

**教育長**

私は、先ほどから何度も申し上げていますように、児童・生徒の手を通じてというところで調査をしておりますから、そうではなくて、教職員が父母に直接とか、時間外にということになれば、調査対象外になって、該当する事実はありませんという回答が戻ってくるものと予測しています。

**北野委員**

それは、当然、回答でそう出てくる学校だってあるのは承知していますよ。しかし、全体として、教育委員会の意向に逆らえないという雰囲気を出す点ではうまくないと。

時間ですから、私は、今日はこれ以上やりませんが、この調査によって、このことがきっかけとなって学校現場に混乱を生むということが絶対ないように嚴重に申し入れておきます。

**委員長**

以上をもって本日の質疑を終結し、散会いたします。